

Q001 相続人・法定相続分 [基礎]

問題：被相続人に法律上の配偶者がいる場合の法定相続人としての位置付けについて、最も適切なものはどれか。

ア：配偶者は常に相続人となり、子・直系尊属・兄弟姉妹のいずれかの順位相続人と共同相続する

イ：配偶者は子がいない場合にだけ相続人となる

ウ：配偶者は兄弟姉妹より後順位である

エ：内縁配偶者も法律婚配偶者と同じ法定相続人となる

正答：ア

ア：○ 配偶者は順位相続人とは別に常に相続人となる。

イ：× 子がいても共同相続人となる。

ウ：× 配偶者は順位にかかわらず常に相続人。

エ：× 内縁配偶者には法定相続権がない。

総合解説：法定相続人の判定は、まず配偶者の有無を確認し、そのうえで第1順位の子、第2順位の直系尊属、第3順位の兄弟姉妹を判定する。

Q002 相続人・法定相続分 [基礎]

問題：被相続人に配偶者と子2人がいる場合、法定相続人として最も適切な組合せはどれか。

ア：配偶者と被相続人の父母

イ：配偶者と子2人

ウ：子2人だけで配偶者は含まれない

エ：配偶者と被相続人の兄弟姉妹

正答：イ

ア：× 子がいるため直系尊属は相続人にならない。

イ：○ 子は第1順位の相続人であり、配偶者と共同相続する。

ウ：× 配偶者も相続人。

エ：× 子がいるため兄弟姉妹は相続人にならない。

総合解説：先順位の血族相続人がいると後順位者は相続人にならない。

Q003 相続人・法定相続分 [基礎]

問題：相続人が配偶者と子2人である場合の法定相続分として、最も適切なものはどれか。

ア：配偶者3分の2、子全体3分の1

イ：配偶者4分の3、子全体4分の1

ウ：配偶者2分の1、子2人が残り2分の1を均等に分け各4分の1

エ：3人が各3分の1

正答：ウ

ア：× 配偶者と直系尊属の場合の割合。

イ：× 配偶者と兄弟姉妹の場合の割合。

ウ：○ 配偶者と子が共同相続する場合、配偶者1/2、子全体1/2。

エ：× 配偶者と子では単純人数割りではない。

総合解説：子が複数いる場合、子全体の法定相続分を原則均等に分ける。

Q004 相続人・法定相続分 [基礎]

問題：相続人が配偶者と被相続人の母だけである場合の法定相続分として、最も適切なものはどれか。

ア：配偶者2分の1、母2分の1

イ：配偶者4分の3、母4分の1

ウ：母が全額で配偶者はゼロ

エ：配偶者3分の2、母3分の1

正答：エ

ア：× 配偶者と子の場合と混同。

イ：× 配偶者と兄弟姉妹の場合。

ウ：× 配偶者は常に相続人。

エ：○ 配偶者と直系尊属が共同相続する場合の法定相続分。

総合解説：第2順位の直系尊属が相続人となるのは、子やその代襲者がいない場合。

Q005 相続人・法定相続分 [標準]

問題：相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹2人である場合の法定相続分として、最も適切なものはどれか。

ア：配偶者4分の3、兄弟姉妹全体4分の1を原則均等に分ける

イ：配偶者2分の1、兄弟姉妹全体2分の1

ウ：配偶者3分の2、兄弟姉妹全体3分の1

エ：配偶者と兄弟姉妹3人で各3分の1

正答：ア

ア：○ 配偶者と兄弟姉妹では配偶者3/4、兄弟姉妹全体1/4。

イ：× 配偶者と子の場合。

ウ：× 配偶者と直系尊属の場合。

エ：× 単純人数割りではない。

総合解説：兄弟姉妹が複数なら、兄弟姉妹全体の1/4を各人で分ける。

Q006 相続人・法定相続分 [標準]

問題：被相続人に実子1人と普通養子1人があり、配偶者はいない。民法上の法定相続分として、最も適切なものはどれか。

ア：実子が全額を相続し養子はゼロ

イ：実子と養子が各2分の1

ウ：実子3分の4、養子4分の1

エ：養子が全額を相続する

正答：イ

ア：× 養子にも相続権がある。

イ：○ 普通養子も法律上の子として原則実子と同順位・同割合で相続する。

ウ：× 民法上このような差はない。

エ：× 実子も同順位。

総合解説：相続税の基礎控除で養子数に算入制限があることと、民法上の相続権を区別する。

Q007 相続人・法定相続分【標準】

問題：被相続人に配偶者・子・直系尊属がらず、父母双方を同じくする兄Aと父だけを同じくする弟Bが相続人となる。兄弟姉妹間の相続分について最も適切なのはどれか。

ア：AとBは必ず同額

イ：Bは法定相続人になれない

ウ：Bの相続分はAの2分の1となる

エ：Bの相続分はAの2倍

正答：ウ

ア：× 半血兄弟姉妹には相続分差がある。

イ：× 半血兄弟姉妹も相続人となり得る。

ウ：○ 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1。

エ：× 逆。

総合解説：兄弟姉妹相続では全血・半血の区別が法定相続分に影響する。

Q008 相続人・法定相続分【標準】

問題：相続開始時に被相続人の子が胎児であった場合の相続権について、最も適切な説明はどれか。

ア：出生前なのでどんな場合も相続権はない

イ：胎児は出生の結果に関係なく確定的に相続人となる

ウ：胎児は兄弟姉妹より常に後順位になる

エ：胎児は相続について既に生まれたものとみなされるが、死産の場合には適用されない

正答：エ

ア：× 相続について特則がある。

イ：× 死産の場合は適用されない。

ウ：× 被相続人の子として第1順位。

エ：○ 民法は相続について胎児を既に生まれたものとみなす。

総合解説：胎児が関係する相続では、出生により相続関係が確定する点に注意する。

Q009 相続人・法定相続分 [応用]

問題：遺産総額9,000万円、相続人は配偶者と子3人で、遺言・特別受益等を考慮しない。法定相続分どおりに取得すると子1人当たりの取得額はいくらか。

ア．1,500万円

イ．3,000万円。9,000万円を3人で分ける

ウ．2,250万円。4人で均等分割する

エ．750万円。子全体を4分の1とする

正答：ア

ア：○ 子全体の相続分4,500万円を3人で均等に分ける。

イ：× 配偶者の1/2を考慮していない。

ウ：× 配偶者と子では法定割合が異なる。

エ：× 子全体は2分の1。

総合解説：配偶者4,500万円、子は各1,500万円となる。

Q010 相続人・法定相続分 [標準]

問題：被相続人に配偶者・子があらず、父は死亡しているが母と父方祖父が存命である。法定相続人として最も適切なのはどれか。

ア．母と父方祖父が各2分の1

イ．母だけが直系尊属として相続人となる

ウ．父方祖父だけ

エ．兄弟姉妹が母より優先

正答：イ

ア：× 親等の近い母が優先。

イ：○ 直系尊属は親等の近い者が優先するため、母が存命なら祖父は相続人にならない。

ウ：× 母が存命。

エ：× 直系尊属は兄弟姉妹より先順位。

総合解説：第2順位では親等の異なる直系尊属がいる場合、被相続人に近い者が優先する。

Q011 相続人・法定相続分 [標準]

問題：婚姻届を提出していない内縁の配偶者について、法定相続人としての取扱いで最も適切なのはどれか。

- ア：法律婚配偶者と全く同じ法定相続権がある
- イ：子がいなければ自動的に全遺産を相続する
- ウ：民法上の配偶者としての法定相続権はない
- エ：相続放棄をしなければ必ず相続人になる

正答：ウ

ア：× 内縁には法定相続権がない。

イ：× 自動相続しない。

ウ：○ 法定相続人となる配偶者は法律上の婚姻関係にある者。

エ：× そもそも法定相続人ではない。

総合解説：内縁配偶者へ財産を残すには遺言等の生前対策を検討する。

Q012 相続人・法定相続分 [応用]

問題：被相続人の相続人が配偶者、父母双方を同じくする兄A、父だけを同じくする弟Bである。遺産8,000万円を法定相続分で分ける場合、Bの取得額はいくらか。

- ア：1,000万円。兄弟姉妹全体を均等に分ける
- イ：2,000万円。兄弟姉妹全体の相続分をBだけが取る
- ウ：4,000万円。配偶者とBだけで半分ずつ分ける
- エ：約666万6,667円

正答：エ

ア：× 半血兄弟姉妹の相続分は全血の半分。

イ：× Aも相続人。

ウ：× Aを無視している。

エ：○ 配偶者6,000万円、兄弟姉妹全体2,000万円。A:B=2:1なのでBは約666万6,667円。

総合解説：配偶者と兄弟姉妹が共同相続し、さらに半血兄弟姉妹の割合調整を行う。

Q013 代襲相続・欠格・廃除 [基礎]

問題：被相続人の子Aが相続開始前に死亡しており、Aに子Bがいる場合、Bの相続上の取扱いとして最も適切なのはどれか。

ア：BはAを代襲して相続人となり得る

イ：Bは孫なので必ず相続人から除外される

ウ：Aが死亡していればその系統の相続権は消滅する

エ：Bは兄弟姉妹と同順位になる

正答：ア

ア：○ 被相続人の子が先に死亡した場合、その子の直系卑属が代襲相続する。

イ：× 代襲相続の対象。

ウ：× 代襲者へ承継される。

エ：× 被相続人の子の代襲者として第1順位。

総合解説：子の代襲相続は孫、ひ孫へ再代襲し得る。

Q014 代襲相続・欠格・廃除 [基礎]

問題：被相続人に配偶者・子・直系尊属がらず、兄Aが相続開始前に死亡していてAの子Bと孫Cがいる。Bが存命の場合、兄Aの系統の相続人として最も適切なのはどれか。

ア：BとCがともに代襲相続人となる

イ：Bが兄Aを代襲して相続人となり、Cは再代襲しない

ウ：Cだけが相続人になる

エ：兄弟姉妹には代襲相続が一切ない

正答：イ

ア：× Bが存命ならCは代襲しない。

イ：○ 兄弟姉妹の代襲はその子である甥・姪までで、再代襲はない。

ウ：× Bが存命。

エ：× 甥・姪まで代襲可能。

総合解説：子の系統と異なり、兄弟姉妹の再代襲は認められない。

Q015 代襲相続・欠格・廃除 [基礎]

問題：相続欠格について、最も適切な説明はどれか。

ア：被相続人が不仲だと思っただけで自動的に欠格となる

イ：欠格には必ず家庭裁判所の廃除審判が必要

ウ：法定の欠格事由に該当すると、家庭裁判所の廃除審判がなくても法律上当然に相続資格を失う

エ：欠格者は遺贈も必ず自由に受けられる

正答：ウ

ア：× 法定事由が必要。

イ：× 廃除とは別制度。

ウ：○ 欠格は法定事由に該当すれば当然に相続権を失う。

エ：× 欠格者は受遺能力も失う。

総合解説：欠格と廃除は原因・手続が異なる。

Q016 代襲相続・欠格・廃除 [標準]

問題：相続人Aが、自己に有利にする目的で被相続人の遺言書を故意に破棄した場合の相続資格について、最も適切なものはどれか。

ア：遺言書を破棄しても相続資格には一切影響しない

イ：必ず廃除の審判を経なければ相続権を失わない

ウ：遺言書を破棄すればAの相続分が自動的に増える

エ：相続欠格事由に該当し得る

正答：エ

ア：× 欠格事由となり得る。

イ：× 欠格は法律上当然に生じる。

ウ：× 不正行為は欠格の対象。

エ：○ 遺言書の偽造・変造・破棄・隠匿等は法定の欠格事由。

総合解説：遺言に対する重大な不正行為は相続秩序保護のため欠格とされる。

Q017 代襲相続・欠格・廃除 [標準]

問題：推定相続人の廃除について、最も適切な説明はどれか。

ア：遺留分を有する推定相続人に虐待・重大な侮辱・著しい非行がある場合、被相続人が家庭裁判所に廃除を請求できる

イ：兄弟姉妹も遺留分があるため常に廃除対象

ウ：単なる口論が一度あれば必ず廃除される

エ：廃除は相続人自身だけが申し立てる

正答：ア

ア：○ 廃除は被相続人の意思と家庭裁判所の審判等により相続権を失わせる制度。

イ：× 兄弟姉妹に遺留分はなく、廃除対象の推定相続人ではない。

ウ：× 法定要件と裁判所判断が必要。

エ：× 被相続人が請求する。

総合解説：欠格は当然失権、廃除は被相続人の意思に基づく裁判手続という違いを押さえる。

Q018 代襲相続・欠格・廃除 [標準]

問題：被相続人の子Aが生前に廃除されており、Aに子Bがいる。Bの相続資格について最も適切なのはどれか。

ア：Aが廃除されるとBも当然に相続資格を失う

イ：BはAを代襲して相続人となり得る

ウ：廃除は代襲原因にならない

エ：Bは遺言がないと絶対に相続できない

正答：イ

ア：× 廃除の効果はA本人に及び、Bは代襲し得る。

イ：○ 廃除は代襲原因となる。

ウ：× 代襲原因となる。

エ：× 民法上の代襲相続が可能。

総合解説：死亡・欠格・廃除は代襲相続の原因となるが、相続放棄は代襲原因ではない。

Q019 代襲相続・欠格・廃除 [標準]

問題：被相続人の子Aが相続放棄をし、Aに子Bがいる場合のBの相続について、最も適切なものはどれか。

ア：Aが放棄すると必ずBが代襲する

イ：BはAの相続分の2倍を取得する

ウ：Aの相続放棄を理由としてBが代襲相続人になることはない

エ：Aの放棄はBにも自動的に相続放棄の効果を及ぼす

正答：ウ

ア：× 放棄は代襲原因ではない。

イ：× そのような制度はない。

ウ：○ 相続放棄は代襲原因ではない。

エ：× B自身が代襲する関係ではない。

総合解説：放棄は初めから相続人でなかったものとされるが、子への代襲は発生しない。

Q020 代襲相続・欠格・廃除 [応用]

問題：被相続人の配偶者は存命、子Aは相続開始前に死亡し、Aの子Bも相続開始前に死亡してBの子Cがいる。他に子Dがいる。遺産6,000万円を法定相続分で分けるとCの取得額はいくらか。

ア：750万円。A系統をさらにBとCで分ける

イ：3,000万円。子全体の持分をCだけが取得する

ウ：2,000万円。配偶者・C・Dで均等割りする

エ：1,500万円

正答：エ

ア：× Bは死亡しておりCが再代襲する。

イ：× Dも子系統相続人。

ウ：× 法定相続分は単純人数割りではない。

エ：○ 配偶者3,000万円、子系統全体3,000万円。A系統とDで半分ずつなのでCは1,500万円。

総合解説：子の直系卑属は世代が続く限り再代襲し得る。

Q021 代襲相続・欠格・廃除 [応用]

問題：相続欠格と推定相続人の廃除の違いとして、最も適切な説明はどれか。

ア：欠格は法定事由に該当すれば当然失権し、廃除は被相続人の意思に基づき家庭裁判所の手続を通じて失権させる

イ：欠格も廃除も被相続人の口頭宣言だけで成立する

ウ：欠格は兄弟姉妹だけ、廃除は配偶者だけに適用する

エ：廃除された者の子は絶対に代襲できないが、欠格者の子だけ代襲できる

正答：ア

ア：○ 両制度は成立原因・手続が異なる。

イ：× 法的要件が異なる。

ウ：× そのような限定はない。

エ：× どちらも代襲原因となり得る。

総合解説：欠格・廃除とも本人の相続権を失わせるが、代襲相続は認められ得る。

Q022 代襲相続・欠格・廃除 [標準]

問題：兄弟姉妹が相続人となるケースで、被相続人の兄Aもその子B（甥）も相続開始前に死亡し、Bの子Cだけが存命である。Cの法定相続権として最も適切なのはどれか。

ア：Cは無制限に再代襲する

イ：Cは兄弟姉妹の孫に当たり、兄弟姉妹の再代襲は認められないためA系統を代襲しない

ウ：Cは直系尊属として相続する

エ：Cは配偶者と同じ法定相続分を持つ

正答：イ

ア：× 兄弟姉妹系統に再代襲はない。

イ：○ 兄弟姉妹の代襲は甥・姪の一代限り。

ウ：× Cは傍系血族。

エ：× 法定相続人にならない。

総合解説：子の代襲は再代襲可能、兄弟姉妹は甥・姪までという差が重要。

Q023 承認・放棄 [基礎]

問題：相続人が相続の単純承認・限定承認・放棄を選択する原則的な熟慮期間として、最も適切なのはどれか。

ア：被相続人死亡日から必ず10日以内

イ：相続開始から5年間

ウ：自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内

エ：期限はなくいつでも放棄できる

正答：ウ

ア：× 基準・期間とも異なる。

イ：× 原則3か月。

ウ：○ 民法上の熟慮期間は原則3か月。

エ：× 熟慮期間がある。

総合解説：調査が終わらない場合、熟慮期間内に家庭裁判所へ期間伸長を申し立てることができる。

Q024 承認・放棄 [基礎]

問題：相続放棄を有効に行うための基本的な手続として、最も適切なのはどれか。

ア：他の相続人へ電話で『放棄する』と伝えるだけ

イ：税務署へ所得税申告書を提出する

ウ：法務局で所有権移転登記を受ける

エ：被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ相続放棄の申述をする

正答：エ

ア：× 私的意思表示だけでは民法上の相続放棄にならない。

イ：× 相続放棄の手続ではない。

ウ：× 放棄とは逆方向。

エ：○ 相続放棄は家庭裁判所での申述手続が必要。

総合解説：遺産を受け取らない旨の遺産分割合意と、家庭裁判所での相続放棄は法的効果が異なる。

Q025 承認・放棄 [標準]

問題：限定承認について、最も適切な説明はどれか。

ア：相続によって得た積極財産の限度で被相続人の債務等を弁済することを条件に相続を承認する制度

イ：相続財産を一切受け取らず相続人でなかったことにする制度

ウ：プラス財産だけ選んで取得し債務を全部無視する制度

エ：相続税だけを半額にする制度

正答：ア

ア：○ 債務超過の可能性があるときに責任範囲を限定する。

イ：× 相続放棄。

ウ：× 債務も相続財産の範囲で弁済する。

エ：× 民法上の承認制度。

総合解説：限定承認は相続人が複数いる場合、共同相続人全員で行う必要がある。

Q026 承認・放棄 [標準]

問題：共同相続人が3人いる場合の限定承認について、最も適切なものはどれか。

ア：1人だけが他の2人に無断で自己分だけ限定承認できる

イ：原則として共同相続人全員が共同して行う必要がある

ウ：相続放棄者も必ず限定承認に参加し続ける

エ：限定承認は相続人が1人のときは利用できない

正答：イ

ア：× 共同で行う必要がある。

イ：○ 限定承認は共同相続人全員で行う。

ウ：× 放棄者は初めから相続人でなかったものとされる。

エ：× 単独相続人でも利用できる。

総合解説：相続放棄は各相続人単独でできるが、限定承認は共同相続人全員で行う点が重要。

Q027 承認・放棄 [標準]

問題：相続人が相続財産である高価な自動車を自己のために売却・処分した場合の法的評価として、最も適切なのはどれか。

ア：処分すれば自動的に限定承認になる

イ：相続財産を自由に処分した後でもいつでも放棄できる

ウ：相続財産の処分として法定単純承認に該当し、原則相続放棄等ができなくなる可能性がある

エ：相続財産の処分と承認・放棄は無関係

正答：ウ

ア：× 限定承認には家庭裁判所手続が必要。

イ：× 法定単純承認の問題がある。

ウ：○ 相続財産を処分すると単純承認とみなされる場合がある。

エ：× 重要な関係がある。

総合解説：保存行為や一定の短期賃貸等は別扱いとなるため、行為内容を具体的に判断する。

Q028 承認・放棄 [標準]

問題：相続放棄が受理された相続人の法的な位置付けとして、最も適切なのはどれか。

ア：放棄日までは相続人で、放棄日以後だけ相続人でなくなる

イ：債務だけ放棄し資産は取得できる

ウ：放棄しても法定相続分は変化しない

エ：その相続に関して初めから相続人でなかったものとみなされる

正答：エ

ア：× 初めから相続人でなかったものとされる。

イ：× 全部を放棄する制度。

ウ：× 他の相続人構成・相続分が変わることがある。

エ：○ 相続放棄には遡及効がある。

総合解説：相続放棄者の存在を前提に法定相続人・相続分を再判定する必要がある。

Q029 承認・放棄 [応用]

問題：被相続人に配偶者、子A、父母がいる。子Aが適法に相続放棄した場合、他に子や代襲者はいない。法定相続人と法定相続分として最も適切なのはどれか。

ア：配偶者3分の2、父母全体3分の1

イ：配偶者2分の1、放棄したA2分の1

ウ：配偶者4分の3、父母全体4分の1

エ：配偶者が全額で父母は相続人にならない

正答：ア

ア：○ Aは初めから相続人でなかったものとされ、第2順位の父母が相続人となる。

イ：× Aは相続人でなくなる。

ウ：× 兄弟姉妹との組合せの割合。

エ：× 子がいなくなれば直系尊属が第2順位。

総合解説：相続放棄は代襲を発生させず、次順位相続人が繰り上がる場合がある。

Q030 承認・放棄 [応用]

問題：相続開始後、預金3,000万円は判明したが連帯保証債務の存在可能性があり金額が確定していない。熟慮期間満了に近い場合の対応として最も適切なのはどれか。

ア：預金があるので債務調査をせず直ちに全額消費する

イ：財産・債務を調査し、必要に応じて家庭裁判所へ熟慮期間伸長を申し立て、放棄・限定承認・単純承認を判断する

ウ：3か月を過ぎても何年でも自由に放棄できるので何もしない

エ：限定承認なら家庭裁判所手続は不要

正答：イ

ア：× 法定単純承認となるリスクがある。

イ：○ 不明な債務がある場合、3か月経過を放置せず期間伸長等を検討する。

ウ：× 原則熟慮期間がある。

エ：× 申述手続が必要。

総合解説：相続初期では財産だけでなく保証債務・未払税等も確認し、熟慮期間を管理する。

Q031 遺言の方式 [基礎]

問題：民法上の普通的方式による遺言の種類として、最も適切な組合せはどれか。

- ア：口頭遺言・録音遺言・メール遺言
- イ：自筆証書遺言・相続放棄・遺産分割協議
- ウ：自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言
- エ：公正証書遺言・家族信託・死因贈与

正答：ウ

- ア：× 普通方式として認められていない。
- イ：× 後二者は遺言方式ではない。
- ウ：○ 普通方式にはこの3種類がある。
- エ：× 後二者は遺言方式ではない。

総合解説：遺言は厳格な要式行為であり、法定方式を満たす必要がある。

Q032 遺言の方式 [基礎]

問題：自筆証書遺言の本文について、原則最も適切な説明はどれか。

- ア：本文はパソコン作成で署名だけ自筆なら常に有効
- イ：日付は『令和○年吉日』でも必ず有効
- ウ：署名や押印は一切不要
- エ：遺言者が全文、日付、氏名を自書し、押印する

正答：エ

- ア：× 財産目録を除き本文は自書が必要。
- イ：× 日付が特定できない記載は問題となる。
- ウ：× 氏名自書・押印が必要。
- エ：○ 自筆証書遺言は本文等の自書が原則。

総合解説：財産目録については自書要件の例外があるが、本文の自筆要件とは区別する。

Q033 遺言の方式 [基礎]

問題：自筆証書遺言に添付する財産目録について、最も適切な説明はどれか。

- ア：財産目録はパソコン作成や登記事項証明書の写し等でもよいが、各頁に遺言者の署名・押印が必要となる
- イ：財産目録も必ず全文自筆でなければならない
- ウ：財産目録には署名押印は一切不要
- エ：財産目録を添付すると本文の自筆も不要になる

正答：ア

ア：○ 財産目録には自書要件の緩和がある。

イ：× 目録は自書不要の特例がある。

ウ：× 各頁への署名押印が必要。

エ：× 本文は原則自筆。

総合解説：2019年施行の見直しで財産目録の作成負担が軽減された。

Q034 遺言の方式 [基礎]

問題：公正証書遺言の特徴として、最も適切なものはどれか。

- ア：証人は一切不要で遺言者が自宅で単独作成する
- イ：原則2人以上の証人の立会いのもと、公証人が遺言者の口授等に基づき作成する
- ウ：遺言者本人の意思確認は不要
- エ：公正証書遺言も必ず家庭裁判所の検認が必要

正答：イ

ア：× 自筆証書遺言と混同。

イ：○ 公正証書遺言は公証人が関与する法定方式。

ウ：× 公証人が本人意思を確認する。

エ：× 公正証書遺言は検認不要。

総合解説：公正証書遺言は方式不備や紛失リスクを低減しやすい。

Q035 遺言の方式 [標準]

問題：公正証書遺言の証人になることができない者として、最も適切なものはどれか。

- ア：利害関係のない成年の友人
- イ：遺言者と血縁のない司法書士
- ウ：推定相続人の配偶者
- エ：遺言者と無関係の成年会社員

正答：ウ

ア：× 一般に証人となり得る。

イ：× 他の欠格事由がなければ可能。

ウ：○ 推定相続人・受遺者およびその配偶者や直系血族等は証人にならない。

エ：× 欠格事由がなければ可能。

総合解説：証人欠格は遺言の公正・中立性確保のため設けられている。

Q036 遺言の方式 [標準]

問題：自宅で保管されていた通常の自筆証書遺言が相続開始後に発見された場合の検認について、最も適切なものはどれか。

- ア：自筆証書遺言はすべて検認不要
- イ：検認を受けると遺言の有効性が必ず保証される
- ウ：検認は税務署が行う
- エ：原則として家庭裁判所の検認が必要である

正答：エ

ア：× 法務局保管分を除き原則必要。

イ：× 検認は有効無効を判断する手続ではない。

ウ：× 家庭裁判所の手続。

エ：○ 法務局保管制度を利用していない自筆証書遺言は原則検認対象。

総合解説：検認は遺言の状態を確認し相続人に存在を知らせる手続で、有効性判断そのものではない。

Q037 遺言の方式 [標準]

問題：法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用して保管されている遺言書について、相続開始後の取扱いとして最も適切なのはどれか。

- ア：家庭裁判所の検認は不要である
- イ：必ず公証役場で再作成しなければならない
- ウ：保管制度を利用すると遺言内容の有効性が国により保証される
- エ：相続人は存在を確認する手段がない

正答：ア

ア：○ 法務局保管制度の大きな特徴の一つ。

イ：× その必要はない。

ウ：× 方式確認等はされるが有効性そのものの保証ではない。

エ：× 証明書請求等の制度がある。

総合解説：保管制度は紛失・改ざん防止や検認不要という利点がある。

Q038 遺言の方式 [標準]

問題：秘密証書遺言の特徴として、最も適切な説明はどれか。

- ア：遺言内容を公証人が全文作成し原本保管する方式
- イ：遺言内容を秘密にしたまま、遺言書の存在を公証人と証人に確認してもらう方式である
- ウ：法務局へ預ければ秘密証書遺言となる
- エ：証人も公証人も一切関与しない

正答：イ

ア：× 公正証書遺言。

イ：○ 秘密証書遺言は内容秘匿と存在証明を両立する方式。

ウ：× 自筆証書遺言保管制度とは別。

エ：× 公証人・証人が関与する。

総合解説：秘密証書遺言は方式が複雑で、相続開始後には検認も必要となる。

Q039 遺言の方式 [標準]

問題：遺言の撤回について、最も適切な説明はどれか。

- ア：一度作成した遺言は死亡まで撤回できない
- イ：公正証書遺言だけは絶対に撤回できない
- ウ：遺言者はいつでも遺言の方式に従って全部または一部を撤回できる
- エ：相続人全員の同意がなければ撤回できない

正答：ウ

- ア：× 撤回可能。
- イ：× 後の遺言等で撤回可能。
- ウ：○ 遺言は遺言者の最終意思を尊重し撤回自由。
- エ：× 遺言者単独で撤回できる。

総合解説：前後の遺言内容が抵触する場合、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる部分がある。

Q040 遺言の方式 [標準]

問題：民法上、遺言をすることができる年齢として最も適切なのはどれか。

- ア：満18歳に達した者だけ
- イ：満20歳に達した者だけ
- ウ：年齢制限は一切ない
- エ：満15歳に達した者

正答：エ

- ア：× 成年年齢とは別に15歳から遺言可能。
- イ：× 旧成年年齢とも異なる。
- ウ：× 満15歳の要件がある。
- エ：○ 遺言能力は満15歳から認められる。

総合解説：遺言能力と契約上の成年年齢を混同しない。

Q041 遺言の方式 [標準]

問題：夫婦が1枚の遺言書に共同で署名し、互いの相続内容を一つの遺言として定めた場合の民法上の取扱いとして、最も適切なのはどれか。

ア：共同遺言は禁止されているため、その方式では有効な遺言とならない

イ：夫婦なら共同遺言が最も正式な方式である

ウ：証人が2人いれば共同遺言でも必ず有効

エ：公証人の立会いがなくても夫婦共同署名なら公正証書遺言になる

正答：ア

ア：○ 遺言は2人以上が同一証書ですることができない。

イ：× 共同遺言は禁止。

ウ：× 共同遺言禁止に反する。

エ：× 公正証書の要件を満たさない。

総合解説：夫婦でもそれぞれ別個の遺言として作成する必要がある。

Q042 遺言の方式 [応用]

問題：自筆証書遺言に『令和8年8月吉日』とだけ記載されていた場合、日付要件について最も適切な評価はどれか。

ア：『吉日』は法律上8月1日を意味するので有効

イ：具体的な日を特定できず、日付要件を満たさないとして無効となる可能性が高い

ウ：自筆なら日付は不要

エ：相続人が後から日付を書き足せば問題ない

正答：イ

ア：× そのような法定解釈はない。

イ：○ 遺言日付は遺言能力や先後関係判断のため特定可能である必要がある。

ウ：× 日付自書が必要。

エ：× 遺言者自身の方式要件を満たす必要がある。

総合解説：自筆証書遺言では内容だけでなく方式要件の不備が無効原因になり得る。

Q043 遺言の方式 [応用]

問題：2024年の有効な遺言で『A土地を長男に相続させる』とし、2026年の有効な遺言で『A土地を長女に相続させる』とした。両遺言が抵触する場合の原則として最も適切なのはどれか。

ア：最初の2024年遺言が必ず永久に優先する

イ：2つの遺言は両方とも当然に全部無効になる

ウ：後の2026年遺言が抵触部分について優先する

エ：A土地を長男と長女が自動的に半分ずつ取得する

正答：ウ

ア：× 後の遺言で撤回可能。

イ：× 抵触部分について後の意思を尊重する。

ウ：○ 後の遺言と抵触する前の遺言部分は撤回されたものとみなされる。

エ：× 遺言内容からそのようにはならない。

総合解説：遺言は最終意思を重視するため、複数存在時は作成日と抵触関係を確認する。

Q044 遺言の方式 [応用]

問題：高齢の遺言者が、内容の確実性と紛失・方式不備リスクの低減を最優先し、費用負担は許容できると考えている。一般的に最も適切な選択肢はどれか。

ア：口頭で家族へ希望を伝えるだけにする

イ：署名のないメモだけを残す

ウ：共同相続人全員に同じ内容を口約束させる

エ：公正証書遺言を検討する

正答：エ

ア：× 法定の遺言方式ではない。

イ：× 遺言方式を満たさない可能性が高い。

ウ：× 遺言の代替にはならない。

エ：○ 公証人が関与し原本保管されるため、方式不備・紛失リスクを低減しやすい。

総合解説：目的に応じて自筆証書保管制度や公正証書遺言を使い分ける。

Q045 遺留分 [基礎]

問題：遺留分を有する相続人の範囲として、最も適切なものはどれか。

ア：兄弟姉妹以外の法定相続人

イ：兄弟姉妹だけ

ウ：すべての親族

エ：内縁配偶者だけ

正答：ア

ア：○ 配偶者、子などの直系卑属、直系尊属には遺留分があるが兄弟姉妹にはない。

イ：× 兄弟姉妹に遺留分はない。

ウ：× 法定相続人でも範囲が限定される。

エ：× 内縁配偶者は法定相続人ではない。

総合解説：遺言で兄弟姉妹の相続分をゼロにしても、兄弟姉妹は遺留分侵害額請求をできない。

Q046 遺留分 [基礎]

問題：相続人が被相続人の父母だけである場合の総体的遺留分として、最も適切なものはどれか。

ア：被相続人財産の2分の1

イ：被相続人財産の3分の1

ウ：被相続人財産の4分の3

エ：遺留分はゼロ

正答：イ

ア：× それ以外の場合の原則。

イ：○ 直系尊属だけが相続人の場合の総体的遺留分は1/3。

ウ：× 法定相続分と混同。

エ：× 直系尊属には遺留分がある。

総合解説：直系尊属のみが相続人のとき1/3、それ以外の遺留分権利者がいる場合は原則1/2。

Q047 遺留分 [基礎]

問題：相続人が配偶者と子1人である場合、子の個別的遺留分として最も適切なものはどれか。

- ア：相続財産の2分の1
- イ：相続財産の8分の1
- ウ：相続財産の4分の1
- エ：遺留分はない

正答：ウ

ア：× 総体的遺留分全体。

イ：× 割合が小さすぎる。

ウ：○ 総体的遺留分 $1/2 \times$ 子の法定相続分 $1/2 = 1/4$ 。

エ：× 子には遺留分がある。

総合解説：個別的遺留分は総体的遺留分×各人の法定相続分で求める。

Q048 遺留分 [標準]

問題：現在の遺留分侵害額請求について、最も適切な説明はどれか。

- ア：侵害された不動産の持分が当然に現物で戻る
- イ：相続人全員の同意がなければ請求できない
- ウ：請求すると遺言全体が無効になる
- エ：侵害額に相当する金銭の支払いを請求する権利である

正答：エ

ア：× 現物返還が当然に生じる制度ではない。

イ：× 遺留分権利者自身が請求可能。

ウ：× 遺言の有効性とは別。

エ：○ 現行制度では原則金銭債権として処理する。

総合解説：遺留分制度は遺言の自由と近親相続人保護を調整する。

Q049 遺留分 [標準]

問題：遺留分侵害額請求権の期間制限として、原則最も適切なものはどれか。

ア：相続開始と遺留分侵害を知った時から1年、また相続開始から10年を経過すると権利行使できなくなる

イ：相続開始から30年間いつでも請求できる

ウ：被相続人死亡から3か月だけ

エ：期間制限は一切ない

正答：ア

ア：○ 主観的1年と客観的10年の期間制限がある。

イ：× 期間制限がある。

ウ：× 相続放棄の熟慮期間と混同。

エ：× 法定期間がある。

総合解説：遺留分侵害を把握したら早期に権利行使を検討する必要がある。

Q050 遺留分 [標準]

問題：相続人が兄Aと妹Bだけで、被相続人が有効な遺言により全財産を慈善団体へ遺贈した場合のA・Bの遺留分について、最も適切なのはどれか。

ア：A・Bは各4分の1の遺留分を必ず請求できる

イ：兄弟姉妹には遺留分がないため、A・Bは遺留分侵害額請求をできない

ウ：Aだけ遺留分がありBにはない

エ：慈善団体への遺贈は兄弟姉妹がいるだけで当然無効

正答：イ

ア：× 兄弟姉妹に遺留分はない。

イ：○ 兄弟姉妹は遺留分権利者から除外される。

ウ：× 兄弟姉妹間の性別差はない。

エ：× 遺留分とは別問題。

総合解説：兄弟姉妹相続では遺言による財産承継の自由度が相対的に高い。

Q051 遺留分 [標準]

問題：遺留分算定の基礎財産が1億2,000万円、相続人が配偶者と子2人である場合、子1人当たりの個別的遺留分はいくらか。

ア：3,000万円。子1人の法定相続分をそのまま使う

イ：6,000万円。総体的遺留分を1人が取得する

ウ：1,500万円

エ：750万円。1/16で計算する

正答：ウ

ア：× 遺留分は法定相続分の原則1/2。

イ：× 他の遺留分権利者がいる。

ウ：○ 総体的遺留分6,000万円。子全体法定相続分1/2、その半分を2人で分けるので各1/8 = 1,500万円。

エ：× 子1人は1/8。

総合解説：配偶者1/4、各子1/8が個別的遺留分となる。

Q052 遺留分 [標準]

問題：遺留分算定の基礎となる財産について、相続人に対する生前贈与の取扱いとして最も適切な説明はどれか。

ア：相続人への生前贈与は何年前でも無制限に必ず全額算入する

イ：生前贈与は遺留分計算に一切関係しない

ウ：贈与税を払っていれば必ず遺留分計算から除外される

エ：一定の特別受益に当たる贈与は、原則として相続開始前10年間にされたものが遺留分算定の基礎に算入され得る

正答：エ

ア：× 原則10年の範囲。

イ：× 一定贈与を算入する。

ウ：× 贈与税課税と遺留分は別制度。

エ：○ 相続人への特別受益は10年ルールがある。

総合解説：遺留分算定では生前贈与の時期・相手・特別受益該当性を確認する。

Q053 遺留分 [応用]

問題：遺留分算定基礎財産8,000万円、相続人は子A・Bの2人である。有効な遺言でAが全財産を取得し、Bは何も取得しない。債務等を無視するとBの遺留分侵害額はいくらか。

ア：2,000万円

イ：4,000万円。総体的遺留分全体をBのものとする

ウ：1,000万円。相続財産の1/8とする

エ：0円。遺言があれば遺留分は消滅する

正答：ア

ア：○ 総体的遺留分4,000万円を子2人で均等に分け、Bの個別的遺留分は2,000万円。

イ：× Aにも個別的遺留分がある。

ウ：× Bは1/4。

エ：× 遺言によっても遺留分は保護される。

総合解説：遺言で法定相続分と異なる承継を定めても、遺留分侵害額請求の可能性を確認する。

Q054 遺留分 [応用]

問題：オーナー経営者が自社株式の大半を後継者である長男へ集中承継させる遺言を作成する場合の遺留分対策として、最も適切な考え方はどれか。

ア：遺言があれば遺留分制度は適用されない所以对策不要

イ：他の遺留分権利者の侵害額を試算し、代償資金や生命保険等の資金手当も含めて設計する

ウ：自社株を後継者に渡せば他の相続人は自動的に相続人でなくなる

エ：遺留分侵害額は必ず現物株式で返還するしかない

正答：イ

ア：× 遺留分は残る。

イ：○ 株式集中承継は他相続人の遺留分請求による資金負担につながり得る。

ウ：× 相続資格は消えない。

エ：× 現行は金銭請求が原則。

総合解説：事業承継では議決権集中と遺留分・納税資金を同時に設計する。

Q055 遺産分割・配偶者居住権 [基礎]

問題：遺産分割協議を成立させるための原則的な要件として、最も適切なのはどれか。

ア：相続人の過半数だけの賛成で成立する

イ：最大相続分の相続人1人だけで決められる

ウ：共同相続人全員の合意が必要である

エ：家庭裁判所の許可がなければ協議自体できない

正答：ウ

ア：× 全員合意が必要。

イ：× 一方的に決められない。

ウ：○ 遺産分割協議は共同相続人全員で行う。

エ：× 全員合意で協議可能。

総合解説：相続人を1人でも欠いた遺産分割協議は原則無効となる。

Q056 遺産分割・配偶者居住権 [基礎]

問題：遺産分割の方法として一般に用いられるものの組合せとして、最も適切なのはどれか。

ア：源泉分割・分離分割・年末分割

イ：限定承認・相続放棄・欠格

ウ：公正証書・秘密証書・自筆証書

エ：現物分割・代償分割・換価分割

正答：エ

ア：× 一般的な分類ではない。

イ：× 相続資格等の制度。

ウ：× 遺言方式。

エ：○ 代表的な遺産分割方法。

総合解説：不動産や自社株式など分割しにくい財産では代償分割等を検討する。

Q057 遺産分割・配偶者居住権 [標準]

問題：被相続人が遺言で遺産分割を禁止できる期間として、原則最も適切なのはどれか。

ア：相続開始の時から5年を超えない期間

イ：無期限

ウ：1か月以内だけ

エ：20年以内

正答：ア

ア：○ 遺言で5年以内の分割禁止が可能。

イ：× 遺言による禁止期間には上限がある。

ウ：× 上限5年。

エ：× 長すぎる。

総合解説：一定期間の分割禁止により事業や財産管理の安定を図ることができる。

Q058 遺産分割・配偶者居住権 [標準]

問題：配偶者居住権について、最も適切な説明はどれか。

ア：配偶者が生前一度でも訪問した建物なら必ず成立する

イ：被相続人所有の建物に相続開始時に居住していた配偶者が、遺産分割や遺贈等により取得し得る居住権である

ウ：配偶者居住権を取得すると建物所有権も必ず取得する

エ：内縁配偶者にも民法上当然に同じ権利が発生する

正答：イ

ア：× 相続開始時の居住等が要件。

イ：○ 配偶者の居住継続を保護する制度。

ウ：× 所有権とは別の権利。

エ：× 法律上の配偶者が対象。

総合解説：配偶者居住権により、自宅所有権と居住権を分けて遺産分割できる。

Q059 遺産分割・配偶者居住権 [標準]

問題：配偶者居住権を取得した配偶者が、その権利を第三者へ売却したいと考えている。民法上の取扱いとして最も適切なのはどれか。

- ア：自由に第三者へ売却できる
- イ：証券取引所で売買できる
- ウ：配偶者居住権は譲渡することができない
- エ：建物所有者の承諾なく自由に転貸できる

正答：ウ

- ア：× 譲渡不可。
- イ：× そのような権利ではない。
- ウ：○ 配偶者本人の居住保護を目的とするため譲渡不可。
- エ：× 一定の使用収益には制限がある。

総合解説：配偶者居住権は所有権より処分自由度が低いため、その分評価額が低くなる構造がある。

Q060 遺産分割・配偶者居住権 [標準]

問題：被相続人所有の自宅に無償で暮らしていた配偶者が、遺産分割がまとまるまで住み続けたい。配偶者短期居住権の説明として最も適切なのはどれか。

- ア：相続開始後すぐに配偶者を必ず退去させる制度
- イ：配偶者が建物所有権を自動取得する制度
- ウ：50年間の定期借地権を設定する制度
- エ：相続開始時に被相続人所有建物に無償で居住していた配偶者を、遺産分割成立までの一定期間等保護する制度である

正答：エ

- ア：× 逆に居住を保護する。
- イ：× 居住権である。
- ウ：× 借地権ではない。
- エ：○ 長期の配偶者居住権とは別に短期的な居住保護がある。

総合解説：長期の配偶者居住権と短期居住権を区別する。

Q061 遺産分割・配偶者居住権 [応用]

問題：遺産が自宅6,000万円と預金2,000万円、相続人が子A・Bの2人で法定相続分どおり4,000万円ずつ取得したい。Aが自宅を単独取得する代償分割では、AからBへの代償金はいくらが基本となるか。

ア：2,000万円。Aの取得額を最終的に4,000万円相当に調整するためである

イ：1,000万円。自宅価額の6分の1を代償金とする

ウ：3,000万円。自宅価額の2分の1を必ず代償金とする

エ：6,000万円。自宅価額全額をBへ渡す

正答：ア

ア：○ Aは6,000万円の自宅を取得するため、2,000万円をBへ支払えば各4,000万円相当となる。

イ：× その計算では均等にならない。

ウ：× 法定相続分4,000万円との差額で考える。

エ：× Aが自宅を取得する意味がなくなる。

総合解説：代償分割では取得財産価額と代償金の組合せで各人の最終取得額を調整する。

Q062 遺産分割・配偶者居住権 [応用]

問題：遺産の中心が自宅1億円と金融資産4,000万円で、配偶者は自宅居住継続を希望し、子にも一定の財産を承継させたい。配偶者居住権活用の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：配偶者居住権を設定すると子は一切相続財産を取得できない

イ：自宅所有権と配偶者居住権を分けることで、配偶者の居住を確保しつつ他相続人への所有権・金融資産配分の選択肢を広げられる

ウ：配偶者居住権があると配偶者は必ず自宅所有権も取得する

エ：居住権は遺産分割の対象にならない

正答：イ

ア：× そのような効果はない。

イ：○ 所有権と居住権を分離して柔軟な分割が可能。

ウ：× 所有権と分離可能。

エ：× 遺産分割で取得させることができる。

総合解説：配偶者居住権は居住保護と遺産配分の両立手段となる。

Q063 課税価格・基礎控除 [基礎]
問題：相続税の課税対象となる財産について、最も適切な説明はどれか。
ア：現金だけが課税対象で不動産は対象外
イ：上場株式は換金前なら課税されない
ウ：現金・預貯金・有価証券・土地建物など、金銭に見積もることができる経済的価値のある財産が原則対象となる
エ：国内財産はすべて非課税
正答：ウ
ア：× 不動産も課税財産。
イ：× 有価証券も評価して課税対象。
ウ：○ 相続・遺贈等で取得した経済的価値ある財産が課税対象。
エ：× 原則課税対象となる。
総合解説：相続税は財産の種類ごとに相続開始時の価額を評価して課税価格へ反映する。

Q064 課税価格・基礎控除 [基礎]
問題：被相続人が保険料を負担していた生命保険契約の死亡保険金を、被相続人の死亡により相続人が受け取った場合の相続税上の取扱いとして最も適切なのはどれか。
ア：民法上の遺産でないため相続税にも一切関係しない
イ：必ず所得税の給与所得として課税される
ウ：死亡保険金は金額に関係なく全額非課税
エ：本来の相続財産でなくても、相続により取得したものとみなされ相続税の対象となる
正答：エ
ア：× 相続税法上みなし相続財産となる。
イ：× 保険料負担関係により相続税が課される。
ウ：× 非課税限度額を超える部分は課税。
エ：○ 一定の死亡保険金はみなし相続財産。
総合解説：民法上の相続財産と相続税法上の課税財産の範囲は一致しない。

Q065 課税価格・基礎控除 [基礎]

問題：相続人が受け取る死亡保険金の相続税上の非課税限度額として、最も適切な算式はどれか。

ア．500万円×法定相続人の数

イ．100万円×法定相続人の数

ウ．3,000万円＋600万円×法定相続人の数

エ．死亡保険金は常に全額非課税

正答：ア

ア：○ 相続人が取得する死亡保険金には法定相続人数に応じた非課税枠がある。

イ：× 金額が異なる。

ウ：× 相続税の基礎控除。

エ：× 限度額超過部分は課税。

総合解説：相続放棄者は生命保険金を受け取ってもこの非課税規定の『相続人』には含まれない点に注意する。

Q066 課税価格・基礎控除 [基礎]

問題：遺産に係る相続税の基礎控除額の算式として、最も適切なものはどれか。

ア．5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数

イ．3,000万円＋600万円×法定相続人の数

ウ．3,000万円×法定相続人の数

エ．600万円＋3,000万円×法定相続人の数

正答：イ

ア：× 旧制度。

イ：○ 現行の基礎控除算式。

ウ：× 定額部分と人数部分を混同。

エ：× 係数が逆。

総合解説：正味の遺産額が基礎控除額以下なら原則相続税はかからない。

Q067 課税価格・基礎控除 [標準]
問題：相続人が受け取った死亡退職金について、相続税の非課税限度額として最も適切なのはどれか。
ア：200万円×法定相続人の数
イ：1,600万円固定
ウ：500万円×法定相続人の数
エ：死亡退職金は全額課税で非課税枠はない
正答：ウ
ア：× 現行額ではない。
イ：× 配偶者の税額軽減と混同。
ウ：○ 死亡退職金にも生命保険金と同様の非課税限度額がある。
エ：× 一定の非課税限度額がある。
総合解説：死亡保険金と死亡退職金は、それぞれ別に500万円×法定相続人数の非課税限度額を持つ。

Q068 課税価格・基礎控除 [標準]
問題：相続税の課税価格計算で遺産総額から控除できる債務として、最も適切なのはどれか。
ア：相続人が相続後に個人的に借りた住宅ローン
イ：相続人自身のクレジットカード債務
ウ：投資用に購入した墓石の未払代金を必ず控除できる
エ：被相続人の死亡時に現に存在し、確実に認められる借入金や未払金
正答：エ
ア：× 被相続人の債務ではない。
イ：× 被相続人の債務ではない。
ウ：× 非課税財産に関する一定債務は控除不可。
エ：○ 一定の確実な債務は課税価格から控除できる。
総合解説：債務控除は相続開始時の被相続人の確実な債務かを確認する。

Q069 課税価格・基礎控除 [標準]

問題：相続税の計算上、遺産総額から差し引くことができる葬式費用として、一般に最も適切なものはどれか。

ア：通夜・告別式・火葬・埋葬等に通常必要となった費用

イ：墓地や墓石の購入費用

ウ：香典返しの費用

エ：法要のための費用

正答：ア

ア：○ 一定の葬式費用は債務ではないが遺産総額から控除できる。

イ：× 葬式費用として控除できない。

ウ：× 原則葬式費用に含まれない。

エ：× 初七日等の法要費用は原則控除対象外。

総合解説：葬式費用の範囲と、非課税財産である墓所等の取得費用を区別する。

Q070 課税価格・基礎控除 [標準]

問題：相続税の基礎控除額を計算する法定相続人の数について、相続放棄をした者がいる場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：放棄者を必ず人数から除外する

イ：相続放棄がなかったものとした場合の法定相続人の数を用いる

ウ：放棄者1人につき法定相続人数を2人増やす

エ：相続放棄があると基礎控除自体がゼロになる

正答：イ

ア：× 基礎控除等では放棄がなかったものとして数える。

イ：○ 相続税計算上の法定相続人数は放棄前の人数。

ウ：× そのようなルールはない。

エ：× 基礎控除は残る。

総合解説：民法上の相続人構成と相続税上の『法定相続人の数』の扱いが異なる重要論点。

Q071 課税価格・基礎控除 [標準]

問題：被相続人に実子がいる場合、相続税の基礎控除等を計算する法定相続人の数に算入できる普通養子の人数として、原則最も適切なのはどれか。

- ア．2人まで
- イ．5人まで
- ウ．1人まで
- エ．養子は1人も算入できない

正答：ウ

- ア：× 実子がない場合の原則上限。
- イ：× 現行上限ではない。
- ウ：○ 実子がいる場合、養子の算入は原則1人まで。
- エ：× 1人まで算入可能。

総合解説：民法上は養子全員に相続権があり得るが、相続税計算上の人数算入には制限がある。

Q072 課税価格・基礎控除 [標準]

問題：2026年12月31日以前に相続開始した被相続人について、暦年課税に係る贈与財産の相続税課税価格への加算対象期間として、原則最も適切なのはどれか。

- ア．一律7年以内
- イ．一律10年以内
- ウ．生前贈与は相続税に一切加算されない
- エ．相続開始前3年以内

正答：エ

- ア：× 7年への延長は段階的な経過措置がある。
- イ：× 現行の暦年贈与加算期間ではない。
- ウ：× 一定期間の贈与は加算対象。
- エ：○ 経過措置により、2026年12月31日以前の相続開始では加算対象期間は3年以内。

総合解説：2024年改正の7年化は段階適用であり、相続開始日ごとの経過措置確認が必要。

Q073 課税価格・基礎控除 [応用]

問題：相続税計算上の法定相続人が配偶者と子3人の合計4人である場合、基礎控除額はいくらか。

- ア．5,400万円
- イ．4,800万円。600万円×3人として配偶者を除外する
- ウ．6,000万円。750万円×4人とする
- エ．1億2,000万円。3,000万円を人数倍する

正答：ア

ア：○ 3,000万円 + 600万円×4人 = 5,400万円。

イ：× 配偶者も法定相続人。

ウ：× 算式が異なる。

エ：× 定額部分は1回だけ。

総合解説：法定相続人数を正確に確定してから基礎控除を計算する。

Q074 課税価格・基礎控除 [応用]

問題：遺産総額1億2,000万円（うち非課税財産1,000万円）、控除できる債務1,500万円、葬式費用500万円、法定相続人3人とする。贈与加算等はない。課税遺産総額はいくらか。

- ア．7,200万円。非課税財産等の控除を十分に反映しない
- イ．4,200万円。正味遺産額9,000万円から基礎控除4,800万円を差し引く
- ウ．9,000万円。基礎控除前の正味遺産額を答える
- エ．4,800万円。基礎控除額そのものを答える

正答：イ

ア：× 控除後の金額が過大。

イ：○ 正味遺産額 = 1億2,000 - 1,000 - 1,500 - 500 = 9,000万円、基礎控除4,800万円で4,200万円。

ウ：× 課税遺産総額ではない。

エ：× 基礎控除を正味遺産額から差し引く必要がある。

総合解説：課税価格の合計から債務・葬式費用等を反映した正味遺産額を求め、最後に遺産に係る基礎控除を差し引く。

Q075 税額計算・2割加算 [基礎]

問題：相続税の総額を計算する基本的な手順として、最も適切なものはどれか。

ア：各人の実際の取得額だけに同じ税率を掛けて総額を決める

イ：遺産総額へ一律10%を掛ける

ウ：課税遺産総額を法定相続分で取得したものと仮定し、各人の仮の税額を速算表で計算して合計する

エ：最も多く取得した者の税額だけを全員分とする

正答：ウ

ア：× 総額計算は法定相続分による仮定計算。

イ：× 累進税率・基礎控除を反映する。

ウ：○ 相続税総額は実際の分割割合ではなく一旦法定相続分で計算する。

エ：× 各法定相続人の仮税額を合計する。

総合解説：相続税は『総額計算→実際の取得割合で按分→加算・控除』の順序が基本。

Q076 税額計算・2割加算 [基礎]

問題：法定相続分に応ずる取得金額が2,000万円の場合、相続税速算表で適用する税率と控除額として最も適切なのはどれか。

ア：税率10%、控除額0円

イ：税率20%、控除額200万円

ウ：税率30%、控除額700万円

エ：税率15%、控除額50万円

正答：エ

ア：× 1,000万円以下。

イ：× 3,000万円超5,000万円以下。

ウ：× 5,000万円超1億円以下。

エ：○ 1,000万円超3,000万円以下の区分。

総合解説：速算表は法定相続分に応ずる取得金額ごとに税率10～55%を適用する。

Q077 税額計算・2割加算 [基礎]

問題：相続税額の2割加算の対象となる人として、原則最も適切なのはどれか。

ア：被相続人の兄弟姉妹

イ：被相続人の配偶者

ウ：被相続人の実子

エ：被相続人の父

正答：ア

ア：○ 配偶者・一親等の血族等ではないため2割加算対象。

イ：× 2割加算対象外。

ウ：× 一親等の血族で対象外。

エ：× 一親等の血族で対象外。

総合解説：兄弟姉妹、甥姪、友人等が財産を取得すると2割加算の対象となる。

Q078 税額計算・2割加算 [標準]

問題：法定相続分に応ずる取得金額4,000万円の場合、税率20%・控除額200万円を用いた相続税の総額の基となる税額はいくらか。

ア：800万円。控除額200万円を差し引かない

イ：600万円

ウ：200万円。控除額そのものを税額とする

エ：1,000万円。25%で計算する

正答：イ

ア：× 速算控除を差し引く。

イ：○ $4,000\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 600\text{万円}$ 。

ウ：× 税額は600万円。

エ：× 指定税率は20%。

総合解説：速算表は『取得金額×税率 - 控除額』で計算する。

Q079 税額計算・2割加算 [標準]

問題：課税遺産総額8,000万円、法定相続人が配偶者と子1人である。各4,000万円と仮定し、4,000万円に対する税額を600万円とする場合、相続税の総額はいくらか。

ア：600万円。1人分だけを総額とする

イ：2,400万円。600万円を4倍する

ウ：1,200万円

エ：8,000万円。課税遺産総額をそのまま税額とする

正答：ウ

ア：× 2人分を合計。

イ：× 法定相続人は2人。

ウ：○ $600\text{万円} \times 2\text{人} = 1,200\text{万円}$ 。

エ：× 税率計算が必要。

総合解説：相続税総額は各法定相続人の仮計算税額を合計して求める。

Q080 税額計算・2割加算 [標準]

問題：相続税の総額が1,000万円、各人の課税価格合計1億円で、Aの課税価格が6,000万円、Bが4,000万円の場合、税額控除前のAの相続税額として最も適切なのはどれか。

ア：1,000万円。Aが全額負担する

イ：400万円。Bの割合を用いる

ウ：100万円。課税価格の1%とする

エ：600万円

正答：エ

ア：× 実際の取得割合で按分する。

イ：× Aは60%。

ウ：× 相続税総額の按分。

エ：○ $\text{相続税総額}1,000\text{万円} \times \frac{\text{Aの課税価格}6,000\text{万円}}{\text{各人の課税価格合計}1\text{億円}} = 600\text{万円}$ 。

総合解説：総額計算後は各人が実際に取得した課税価格の割合で税額を割り振る。

Q081 税額計算・2割加算 [標準]

問題：被相続人の孫を養子としており、その孫養子が代襲相続人ではない場合の2割加算について、最も適切なものはどれか。

- ア：孫養子は原則として2割加算の対象となる
- イ：養子ならば実子と同じく2割加算対象外
- ウ：孫であれば相続税そのものが非課税
- エ：2割ではなく必ず50%加算

正答：ア

ア：○ 被相続人の孫である養子のうち代襲相続人でない者は2割加算対象。

イ：× 孫養子には特則。

ウ：× そのような制度はない。

エ：× 加算率は20%。

総合解説：民法上の一親等扱いだけでなく、相続税法の孫養子特則を確認する。

Q082 税額計算・2割加算 [標準]

問題：被相続人の子が相続開始前に死亡し、その子である孫が代襲相続人として財産を取得した場合の2割加算について、最も適切なものはどれか。

- ア：孫はすべて2割加算対象
- イ：代襲相続人である孫は原則2割加算の対象外となる
- ウ：代襲孫は40%加算
- エ：孫が代襲すると相続税の申告自体不要

正答：イ

ア：× 代襲孫は例外。

イ：○ 代襲により被相続人の子の地位を承継する孫は対象外。

ウ：× 加算対象ではない。

エ：× 課税価格次第で申告必要。

総合解説：孫養子と代襲相続人である孫を区別する。

Q083 税額計算・2割加算 [応用]

問題：被相続人の兄が財産を取得し、各種税額控除前の相続税額が500万円である。2割加算以外の調整を無視した兄の税額はいくらか。

ア：550万円。10%加算とする

イ：400万円。20%を控除する

ウ：600万円

エ：1,000万円。税額を2倍する

正答：ウ

ア：× 加算率20%。

イ：× 加算する。

ウ：○ $500\text{万円} + 500\text{万円} \times 20\% = 600\text{万円}$ 。

エ：× 2割加算は20%増。

総合解説：2割加算額 = 各人の税額控除前の相続税額 $\times$ 0.2。

Q084 税額計算・2割加算 [応用]

問題：被相続人が2026年4月10日に死亡し、相続人が同日に死亡を知った。特例的延長がない場合の相続税申告・納税期限として最も適切なのはどれか。

ア：2026年7月10日。3か月以内とする

イ：2027年4月10日。1年以内とする

ウ：2026年12月31日

エ：2027年2月10日

正答：エ

ア：× 3か月は相続放棄等の熟慮期間。

イ：× 相続税は10か月。

ウ：× 暦年末ではない。

エ：○ 死亡を知った日の翌日から10か月以内。

総合解説：民法上の3か月熟慮期間と相続税の10か月申告期限を区別して管理する。

Q085 配偶者・未成年者等の控除 【基礎】

問題：相続税の配偶者の税額軽減について、配偶者が実際に取得した正味の遺産額がどこまでなら原則配偶者に相続税がかからないか。

ア：1億6,000万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれが多い金額まで

イ：必ず3,000万円まで

ウ：必ず600万円まで

エ：配偶者は取得額に関係なく無条件で相続税ゼロ

正答：ア

ア：○ 配偶者保護のため大きな税額軽減がある。

イ：× 基礎控除と混同。

ウ：× 基礎控除の人数加算額。

エ：× 上限計算がある。

総合解説：法定相続分相当額が1億6,000万円を超える場合、その法定相続分相当額までが基準となる。

Q086 配偶者・未成年者等の控除 【基礎】

問題：相続税の未成年者控除について、最も適切な説明はどれか。

ア：20歳未満なら1年につき1万円

イ：一定の法定相続人が18歳未満である場合、満18歳になるまでの年数1年につき10万円を控除する

ウ：18歳未満なら一律100万円

エ：未成年者控除は所得税だけの制度

正答：イ

ア：× 年齢・金額とも現行制度と異なる。

イ：○ 未成年者控除の現行基本。

ウ：× 年数に応じて計算。

エ：× 相続税の税額控除。

総合解説：1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算する。

Q087 配偶者・未成年者等の控除【基礎】
問題：相続税の障害者控除について、一般障害者の控除額の基本として最も適切なのはどれか。
ア：満65歳まで1年につき10万円
イ：満85歳まで1年につき20万円が一般障害者
ウ：満85歳になるまでの年数1年につき10万円
エ：年齢に関係なく一律10万円
正答：ウ
ア：× 基準年齢が異なる。
イ：× 20万円は特別障害者。
ウ：○ 一般障害者は85歳まで1年につき10万円。
エ：× 残年数で計算。
総合解説：特別障害者は1年につき20万円となる。

Q088 配偶者・未成年者等の控除【標準】
問題：配偶者の税額軽減を適用した結果、配偶者の納付税額が0円となる場合の申告について、最も適切な説明はどれか。
ア：税額ゼロなら配偶者軽減の申告は一切不要
イ：所得税の年末調整で適用する
ウ：住民税申告だけで適用できる
エ：軽減の適用を受けるため相続税申告書の提出が必要となる
正答：エ
ア：× 適用には申告手続が必要。
イ：× 相続税申告の制度。
ウ：× 相続税申告が必要。
エ：○ 配偶者軽減で税額ゼロでも申告が必要。
総合解説：基礎控除以下で申告不要の場合と、特例適用により税額ゼロになる場合を区別する。

Q089 配偶者・未成年者等の控除【標準】

問題：相続税申告期限時点で遺産が未分割である場合の配偶者の税額軽減について、最も適切な説明はどれか。

ア：原則未分割財産には直ちに適用できないが、所定の手続きをして申告期限後3年以内に分割した場合などに後から適用できることがある

イ：未分割でも配偶者が法定相続分を取得したものとして必ず最大限適用できる

ウ：未分割なら相続税申告期限も自動的に延長される

エ：一度未分割申告すると後の分割でも絶対に適用できない

正答：ア

ア：○ 配偶者軽減は実際に取得した財産を基礎とする。

イ：× 原則適用できない。

ウ：× 申告は10か月以内必要。

エ：× 所定手続により後日適用可能。

総合解説：未分割でも申告期限は延びないため、分割見込書等の手続を検討する。

Q090 配偶者・未成年者等の控除【標準】

問題：相続開始時に15歳9か月の法定相続人が未成年者控除の要件を満たす場合、今回以前の控除利用がないものとして控除額はいくらか。

ア：20万円。15歳9か月から17歳9か月までの2年とする

イ：30万円

ウ：90万円。年齢15歳9か月を9年と読む

エ：150万円。現在年齢15を掛ける

正答：イ

ア：× 1年未満は切り上げて計算する。

イ：○ 18歳までの年数は3年として10万円×3年＝30万円。

ウ：× 18歳まで3年。

エ：× 残年数を用いる。

総合解説：国税庁の例でも15歳9か月は15歳として18歳まで3年で30万円。

Q091 配偶者・未成年者等の控除【標準】

問題：相続開始時70歳の一般障害者で、障害者控除の要件を満たし過去の控除利用がない。控除額として最も適切なのはどれか。

- ア．70万円。現在年齢に10万円を掛ける
- イ．300万円。特別障害者の20万円を用いる
- ウ．150万円
- エ．0円。65歳以上は控除対象外

正答：ウ

ア：× 残年数で計算。

イ：× 一般障害者。

ウ：○ 85歳 - 70歳 = 15年、15年 × 10万円 = 150万円。

エ：× 85歳未満なら対象となり得る。

総合解説：一般障害者は85歳まで年10万円、特別障害者は年20万円。

Q092 配偶者・未成年者等の控除【応用】

問題：未成年者本人の相続税額が20万円、未成年者控除可能額が50万円である場合の控除しきれない30万円について、最も適切な説明はどれか。

- ア．30万円は必ず消滅し誰にも使えない
- イ．30万円は所得税の給与所得控除へ振り替える
- ウ．30万円は被相続人の相続税から控除する
- エ．一定の扶養義務者の相続税額から差し引くことができる場合がある

正答：エ

ア：× 扶養義務者から控除できる場合がある。

イ：× 相続税の税額控除。

ウ：× 被相続人に相続税は課されない。

エ：○ 未成年者本人で引き切れない控除は扶養義務者へ振り替え可能。

総合解説：未成年者控除・障害者控除には本人で引き切れない場合の扶養義務者への控除制度がある。

Q093 暦年課税 [基礎]

問題：暦年課税による贈与税の基礎控除額として、最も適切なのはどれか。

ア．受贈者1人につき年間110万円

イ．贈与者1人につき年間110万円

ウ．年間500万円

エ．年間2,500万円

正答：ア

ア：○ 暦年課税では1年間の贈与財産合計から110万円を控除する。

イ：× 基礎控除は受贈者単位で判定する。

ウ：× 現行基礎控除額ではない。

エ：× 相続時精算課税の特別控除限度額と混同。

総合解説：複数人から贈与を受けても、基礎控除110万円を贈与者ごとに重複適用することはできない。

Q094 暦年課税 [基礎]

問題：個人間の贈与で贈与税を納める者として、原則最も適切なのはどれか。

ア．財産を贈与した贈与者だけ

イ．財産の贈与を受けた受贈者

ウ．贈与者と受贈者が常に2分の1ずつ

エ．贈与契約を作成した司法書士

正答：イ

ア：× 原則受贈者が納税義務者。

イ：○ 贈与税は受贈者に課税される。

ウ：× そのような制度ではない。

エ：× 納税義務者ではない。

総合解説：贈与税は原則として個人から財産を取得した個人に課される。

Q095 暦年課税 [基礎]

問題：暦年課税で特例贈与財産用の税率を用いるケースとして、最も適切なのはどれか。

- ア：40歳の妻が夫から贈与を受ける
- イ：17歳の子が父から贈与を受ける
- ウ：贈与年1月1日に18歳以上の子が父から贈与を受ける
- エ：30歳の人が配偶者の父から贈与を受ける

正答：ウ

ア：× 配偶者は直系尊属ではないため一般税率。

イ：× 1月1日時点18歳未満なら一般税率。

ウ：○ 18歳以上の者が直系尊属から受ける贈与は特例贈与財産。

エ：× 配偶者の父は本人の直系尊属ではない。

総合解説：特例税率は受贈者年齢と贈与者との直系尊属関係の双方を確認する。

Q096 暦年課税 [標準]

問題：同一年に父から80万円、母から70万円の現金贈与を受け、すべて暦年課税とする。贈与税の基礎控除後の課税価格はいくらか。

- ア：0円。父母それぞれに110万円控除する
- イ：150万円。基礎控除を適用しない
- ウ：70万円。父からの80万円だけ非課税とする
- エ：40万円

正答：エ

ア：× 基礎控除は受贈者の年間合計に対して1回。

イ：× 110万円を控除できる。

ウ：× 贈与者別ではなく年間合計で計算する。

エ：○ 年間贈与合計150万円 - 基礎控除110万円 = 40万円。

総合解説：暦年課税の基礎控除は受贈者単位の年間枠である。

Q097 暦年課税【標準】

問題：贈与年1月1日に20歳の子が父から500万円の贈与を受けた。暦年課税による贈与税額として最も適切なものはどれか。

ア．48万5,000円

イ．53万円。一般税率20％・控除25万円を用いる

ウ．39万円。390万円に10％を掛ける

エ．0円。直系尊属からの贈与はすべて非課税

正答：ア

ア：○ 500万円 - 110万円 = 390万円。特例税率15％、控除10万円で48万5,000円。

イ：× このケースは特例税率。

ウ：× 390万円の特例税率は15％。

エ：× 110万円超部分は課税。

総合解説：同じ500万円贈与でも、特例税率か一般税率かで税額が異なる。

Q098 暦年課税【標準】

問題：兄から500万円の現金贈与を受けた場合の暦年課税による贈与税額として最も適切なものはどれか。

ア．48万5,000円。特例税率を用いる

イ．53万円

ウ．25万円。速算控除額だけを税額とする

エ．110万円。基礎控除額を税額とする

正答：イ

ア：× 兄は直系尊属ではないため一般税率。

イ：○ 500万円 - 110万円 = 390万円。一般税率20％、控除25万円で53万円。

ウ：× 390万円 × 20％ - 25万円。

エ：× 110万円は所得控除額。

総合解説：一般贈与財産では一般税率の速算表を用いる。

Q099 暦年課税【標準】

問題：暦年課税だけを適用し、1年間に受けた贈与財産の合計が100万円で、他に贈与がない場合の贈与税申告として最も適切なのはどれか。

ア：100万円全額に贈与税がかかる

イ：必ず所得税の確定申告で申告する

ウ：原則として贈与税額は生じず、贈与税の申告は不要である

エ：基礎控除を使うため毎年必ず贈与税申告が必要

正答：ウ

ア：× 110万円の基礎控除がある。

イ：× 贈与税は別税目。

ウ：○ 110万円以下で特例適用もなければ通常申告不要。

エ：× 基礎控除内だけなら原則不要。

総合解説：特例の適用を受けるため申告が必要なケースとは区別する。

Q100 暦年課税【標準】

問題：18歳以上の受贈者が同一年に父と配偶者の双方から贈与を受けた場合の暦年課税の計算として、最も適切なのはどれか。

ア：すべて父からの贈与とみなし特例税率だけを使う

イ：すべて一般税率だけで計算する

ウ：贈与者が2人いるので基礎控除220万円を使う

エ：父からの贈与は特例贈与財産、配偶者からの贈与は一般贈与財産として、それぞれの税率に対応する税額を按分計算する

正答：エ

ア：× 配偶者分は一般税率。

イ：× 父からの贈与部分には特例税率が適用される。

ウ：× 基礎控除は110万円。

エ：○ 一般贈与財産と特例贈与財産が混在する場合の計算方法がある。

総合解説：一般・特例の両方がある場合も基礎控除は1回だけで、税額を所定方法で按分する。

Q101 暦年課税【応用】

問題：父が子に毎年110万円ずつ10年間贈与する計画を検討している。税務上の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：各年ごとに独立した贈与契約として実態があれば各年の暦年課税を判定するが、当初から10年分の定期給付を約束している場合は別の課税関係が問題となり得る

イ：110万円以下ならどのような契約形態でも絶対に贈与税問題は生じない

ウ：毎年110万円なら必ず贈与税を110万円納める

エ：10年間の合計1,100万円を最終年だけ申告すればよい

正答：ア

ア：○ 毎年贈与と定期金に関する権利の贈与を区別する必要がある。

イ：× 契約実態により別評価があり得る。

ウ：× 基礎控除内なら通常贈与税額は生じない。

エ：× 各年の贈与実態で判定する。

総合解説：贈与税対策では金額だけでなく契約時点・贈与意思・履行実態を確認する。

Q102 暦年課税【応用】

問題：2026年に父から暦年課税で100万円の贈与を受けた子が、同年中に父の死亡により相続人となった。相続税の課税価格への加算について最も適切なのはどれか。

ア：贈与税が0円なら相続税にも絶対加算されない

イ：贈与税の基礎控除110万円以下であっても、相続開始前3年以内の暦年贈与として相続税の課税価格に加算され得る

ウ：110万円以下の贈与は法律上存在しないものとされる

エ：相続開始前10年以内の贈与がすべて加算される

正答：イ

ア：× 贈与税の課税有無と加算は別。

イ：○ 2026年末までの相続開始は原則3年以内の暦年贈与が加算対象。

ウ：× 基礎控除は贈与税計算上の控除。

エ：× 2026年中の相続開始では原則3年以内。

総合解説：暦年贈与は贈与時の税額だけでなく将来の相続税加算まで確認する。

Q103 相続時精算課税 [基礎]

問題：相続時精算課税を一度選択した特定贈与者からの贈与について、その後の取扱いとして最も適切なのはどれか。

ア：翌年から自由に暦年課税へ戻せる

イ：選択は1年限りで自動終了する

ウ：その贈与者からの贈与については原則として暦年課税へ戻すことはできない

エ：贈与者が同意すれば税務署手続なしで毎年変更できる

正答：ウ

ア：× 原則変更不可。

イ：× 継続適用される。

ウ：○ 選択した年分以後、当該贈与者からの贈与は相続時精算課税が継続する。

エ：× 選択後の変更はできない。

総合解説：相続時精算課税は贈与者ごとに選択し、その選択に継続性がある。

Q104 相続時精算課税 [基礎]

問題：2024年1月1日以後の相続時精算課税に係る贈与について、1年間の基礎控除額として最も適切なのはどれか。

ア：基礎控除は一切ない

イ：年間2,500万円が毎年基礎控除になる

ウ：年間500万円

エ：特定贈与者ごとの贈与額を基礎に、受贈者について年間110万円の基礎控除がある

正答：エ

ア：× 2024年から110万円控除がある。

イ：× 2,500万円は累積特別控除。

ウ：× 現行額ではない。

エ：○ 2024年以後は相続時精算課税にも110万円基礎控除が設けられた。

総合解説：相続時精算課税の110万円基礎控除と累積2,500万円特別控除を区別する。

Q105 相続時精算課税 [基礎]
問題：相続時精算課税の特別控除額と、控除後の課税価格に対する税率の組合せとして最も適切なものはどれか。
ア：累積2,500万円までの特別控除、超過部分に一律20％
イ：毎年2,500万円控除、超過部分10％
ウ：累積1,000万円控除、超過部分55％
エ：特別控除なし、すべて累進税率
正答：ア
ア：○ 制度の基本的な税額計算。
イ：× 2,500万円は累積限度。
ウ：× 現行制度と異なる。
エ：× 相続時精算課税は一律20％。
総合解説：年間110万円基礎控除後、残額から未使用の特別控除を差し引き、残額に20％を掛ける。

Q106 相続時精算課税 [標準]
問題：一般的な相続時精算課税の選択要件として、最も適切な組合せはどれか。
ア：30歳以上の兄から年齢不問の妹への贈与
イ：贈与年1月1日現在60歳以上の父母・祖父母等から、18歳以上の推定相続人である直系卑属または孫への贈与
ウ：年齢不問の配偶者間贈与
エ：60歳以上の叔父から18歳以上の甥への贈与
正答：イ
ア：× 原則対象外。
イ：○ 原則的な贈与者・受贈者の年齢・続柄要件。
ウ：× 原則対象外。
エ：× 直系尊属ではない。
総合解説：住宅取得等資金や事業承継税制には年齢要件の特例があるため、通常制度と区別する。

Q107 相続時精算課税 【標準】

問題：相続時精算課税を選択した年に、同じ特定贈与者から2,800万円の贈与を受けた。110万円基礎控除、特別控除2,500万円を全額使える場合の贈与税額はいくらか。

ア．56万円。2,800万円から2,500万円だけ控除して20%を掛ける

イ．280万円。10%で計算する

ウ．38万円

エ．0円。2,800万円全額が非課税

正答：ウ

ア：× 110万円基礎控除も先に差し引く。

イ：× 税率は20%。

ウ：○ $2,800 - 110 - 2,500 = 190$ 万円、 $190 \text{万円} \times 20\% = 38$ 万円。

エ：× 2,610万円を超える部分に課税。

総合解説：基礎控除→特別控除→20%の順に計算する。

Q108 相続時精算課税 【標準】

問題：相続時精算課税選択後、2026年に特定贈与者から100万円の贈与を受け、その後その贈与者が死亡した場合の相続税上の取扱いとして最も適切なのはどれか。

ア．100万円全額を必ず相続財産へ加算する

イ．贈与時に贈与税が0円なら制度選択自体が無効になる

ウ．基礎控除分は2倍して200万円を加算する

エ．相続時精算課税の年間110万円基礎控除の範囲内であれば、その100万円は原則として相続税の課税価格へ加算されない

正答：エ

ア：× 基礎控除分は加算対象外。

イ：× 制度選択は有効。

ウ：× そのようなルールはない。

エ：○ 2024年以後の基礎控除分は相続時加算対象外。

総合解説：暦年課税の相続前贈与加算と、相続時精算課税の110万円基礎控除分の扱いを区別する。

Q109 相続時精算課税 [標準]

問題：相続時精算課税で前年に特別控除1,500万円を使用した場合、翌年以後に使用できる特別控除残額として最も適切なのはどれか。

- ア．1,000万円
- イ．2,500万円。毎年リセットされる
- ウ．1,500万円。前年使用額と同額を再利用する
- エ．0円。1回使うと全額消滅する

正答：ア

ア：○ 特別控除2,500万円は累積限度なので残額1,000万円。

イ：× 累積限度。

ウ：× 未使用残額は1,000万円。

エ：× 未使用残額を翌年以後使える。

総合解説：110万円基礎控除は毎年、2,500万円特別控除は累積管理という違いが重要。

Q110 相続時精算課税 [応用]

問題：父からの贈与について相続時精算課税を選択している成人の子が、同年に母からも贈与を受けた。母について相続時精算課税を選択していない場合の取扱いとして最も適切なのはどれか。

- ア．父について選択すると母からの贈与も自動的に相続時精算課税になる
- イ．父からの贈与は相続時精算課税、母からの贈与は暦年課税として別々に計算する
- ウ．母からの贈与は非課税になる
- エ．父からの贈与もその年だけ暦年課税へ戻せる

正答：イ

ア：× 贈与者ごとの選択。

イ：○ 相続時精算課税は贈与者ごとに選択する制度。

ウ：× 暦年課税等で判定する。

エ：× 一度選択した父については戻せない。

総合解説：複数贈与者がいる場合は、贈与者ごとに課税方式を整理する。

Q111 相続時精算課税【応用】

問題：将来値上がりが見込まれる非上場株式を父から後継者へ贈与する際、相続時精算課税を検討する場合の一般的な着眼点として最も適切なのはどれか。

- ア：贈与時の税額が0円なら将来相続税は必ず0円
- イ：株価が上昇するほど必ず暦年課税より不利になる
- ウ：贈与時課税だけでなく、贈与者死亡時に相続税へ加算される価額、年間110万円控除の扱い、株価変動、事業承継税制との関係まで比較する
- エ：相続時精算課税を選べば事業承継税制は絶対に併用できない

正答：ウ

- ア：× 相続時精算課税財産は原則相続時に加算される。
- イ：× 個別条件で異なる。
- ウ：○ 制度選択は将来相続税まで含めて判断する必要がある。
- エ：× 一定の特例関係がある。

総合解説：大口贈与では贈与時税負担だけでなく相続時の課税関係・企業価値変動も試算する。

Q112 住宅取得等資金・各種特例【基礎】

問題：2026年に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、所定要件を満たす場合の非課税限度額として最も適切なのはどれか。

- ア：すべての住宅一律2,000万円
- イ：省エネ等住宅500万円、それ以外1,000万円
- ウ：住宅取得等資金の特例は2026年には存在しない
- エ：省エネ等住宅は1,000万円、それ以外の住宅は500万円

正答：エ

- ア：× 現行制度ではない。
- イ：× 逆。
- ウ：× 2026年12月31日まで適用。
- エ：○ 2024年から2026年までの現行非課税限度額。

総合解説：住宅性能要件により非課税限度額が異なる。

Q113 住宅取得等資金・各種特例【基礎】

問題：婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産等の贈与を受け、所定要件を満たす場合の贈与税の配偶者控除額として最も適切なのはどれか。

ア：基礎控除110万円とは別に最高2,000万円

イ：最高500万円

ウ：最高3,000万円

エ：婚姻期間に関係なく最高2,000万円

正答：ア

ア：○ 一定の居住用不動産等の贈与には最高2,000万円の配偶者控除。

イ：× 現行上限ではない。

ウ：× 相続税の基礎控除定額部分等と混同。

エ：× 婚姻期間20年以上等の要件がある。

総合解説：配偶者控除は同じ配偶者から原則一生に一度の適用で、申告も必要。

Q114 住宅取得等資金・各種特例【標準】

問題：直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税特例の2026年4月1日時点の適用期間として、最も適切なものはどれか。

ア：2026年3月31日で終了している

イ：2024年1月1日から2026年12月31日までの贈与

ウ：2030年12月31日まで恒久適用

エ：2026年4月1日以後の贈与はすべて対象外

正答：イ

ア：× 教育資金一括贈与の終了と混同。

イ：○ 現行制度の適用期間。

ウ：× 恒久制度ではない。

エ：× 住宅資金特例は年末まで継続。

総合解説：同じ贈与税特例でも教育資金一括贈与とは期限が異なる。

Q115 住宅取得等資金・各種特例【標準】

問題：住宅取得等資金贈与の非課税特例と相続時精算課税の関係として、最も適切なのはどれか。

ア：両制度は法律上絶対に併用できない

イ：相続時精算課税を選ぶと住宅資金非課税枠が倍になる

ウ：双方の要件を満たす場合、住宅取得等資金の非課税適用後の残額について相続時精算課税を適用できる

エ：住宅資金非課税を使うと基礎控除110万円は必ず消滅する

正答：ウ

ア：× 併用可能。

イ：× そのような増額は無い。

ウ：○ 一定条件で併用可能。

エ：× 課税方式に応じ残額へ基礎控除を適用できる。

総合解説：住宅資金特例では非課税枠→相続時精算課税の基礎控除・特別控除の順序を押さえる。

Q116 住宅取得等資金・各種特例【標準】

問題：住宅取得等資金の非課税特例を利用して贈与税額が0円になる場合の申告について、最も適切なのはどれか。

ア：税額0円なら申告は一切不要

イ：勤務先の年末調整だけで適用できる

ウ：住宅ローンの金融機関が自動適用する

エ：非課税特例の適用を受けるため、原則として贈与税の申告書と所定書類を期限内に提出する必要がある

正答：エ

ア：× 非課税特例適用の申告が必要。

イ：× 贈与税申告の制度。

ウ：× 受贈者が申告手続を行う。

エ：○ 特例適用には申告が必要。

総合解説：基礎控除内で申告不要の場合と、特例を使って非課税となる場合を区別する。

Q117 住宅取得等資金・各種特例 【標準】

問題：2026年4月1日に祖父から孫へ教育資金を一括贈与し、新たに教育資金非課税特例の適用を受けたい。2026年4月1日基準で最も適切なのはどれか。

ア：新規適用期限は2026年3月31日で終了しており、4月1日以後の新規贈与には特例を適用できない

イ：2026年4月1日から非課税限度額が2,000万円へ拡大した

ウ：2027年3月31日まで新規適用できる

エ：教育目的なら金額無制限で一括贈与が非課税

正答：ア

ア：○ 令和8年度税制改正で適用期限は延長されず終了。

イ：× 特例は終了。

ウ：× それは結婚・子育て資金特例の期限。

エ：× 通常必要な教育費の都度贈与とは別。

総合解説：2026年4月1日は教育資金一括贈与特例の新規適用可否が切り替わる重要日。

Q118 住宅取得等資金・各種特例 【標準】

問題：2026年4月1日現在の結婚・子育て資金一括贈与の非課税制度について、最も適切な説明はどれか。

ア：2026年3月31日に教育資金特例と同時に終了した

イ：一定の18歳以上50歳未満の受贈者が直系尊属から贈与を受ける場合、所定手続により1,000万円まで非課税となり得る

ウ：受贈者年齢は一切問わない

エ：非課税限度額は5,000万円

正答：イ

ア：× 結婚・子育て資金特例は継続。

イ：○ 現行制度は2027年3月31日まで。

ウ：× 18歳以上50歳未満等の要件。

エ：× 1,000万円。

総合解説：教育資金特例終了後も、結婚・子育て資金特例は2026年4月1日時点で存続している。

Q119 住宅取得等資金・各種特例【応用】

問題：2026年に父から省エネ等住宅取得のため1,500万円の贈与を受け、住宅取得等資金非課税1,000万円と暦年課税の基礎控除110万円を適用する。受贈者は特例税率対象で、他の贈与はない。基礎控除後の課税価格はいくらか。

ア：500万円。110万円基礎控除を適用しない

イ：1,390万円。住宅資金非課税を適用しない

ウ：390万円

エ：0円。1,500万円全額が住宅資金非課税

正答：ウ

ア：× 暦年課税の基礎控除も適用できる。

イ：× 1,000万円非課税。

ウ：○ $1,500\text{万円} - 1,000\text{万円} - 110\text{万円} = 390\text{万円}$ 。

エ：× 省エネ等住宅の非課税限度額は1,000万円。

総合解説：住宅取得等資金非課税を先に適用し、残額に暦年課税の基礎控除を適用する。

Q120 住宅取得等資金・各種特例【応用】

問題：婚姻期間25年の夫から妻へ、要件を満たす居住用不動産2,200万円を贈与した。贈与税の配偶者控除2,000万円と基礎控除110万円を適用し、他の贈与がない場合の基礎控除後課税価格はいくらか。

ア：200万円。基礎控除110万円を使わない

イ：0円。2,200万円全額が配偶者控除対象

ウ：2,090万円。配偶者控除を適用しない

エ：90万円

正答：エ

ア：× 基礎控除も併用できる。

イ：× 配偶者控除は最高2,000万円。

ウ：× 要件を満たす条件。

エ：○ $2,200\text{万円} - 2,000\text{万円} - 110\text{万円} = 90\text{万円}$ 。

総合解説：贈与税の配偶者控除は暦年課税の基礎控除と併用できる。

Q121 土地・宅地の評価 [\[基礎\]](#)

問題：相続税・贈与税の宅地評価で、路線価が定められている地域の原則的な評価方法として最も適切なのはどれか。

- ア．路線価方式
- イ．倍率方式だけ
- ウ．固定資産税率方式
- エ．取得原価方式

正答：ア

ア：○ 路線価がある地域では路線価方式を用いる。

イ：× 倍率方式は路線価がない地域。

ウ：× 評価方式名ではない。

エ：× 相続税評価の宅地原則方式ではない。

総合解説：宅地評価はまず路線価地域か倍率地域かを確認する。

Q122 土地・宅地の評価 [\[基礎\]](#)

問題：路線価が定められていない地域の土地を倍率方式で評価する場合の基本式として、最も適切なのはどれか。

- ア．売買代金×固定資産税率
- イ．固定資産税評価額×評価倍率
- ウ．路線価×面積
- エ．取得価額－減価償却費

正答：イ

ア：× 倍率方式ではない。

イ：○ 倍率方式は固定資産税評価額へ国税局長が定める倍率を乗じる。

ウ：× 路線価方式。

エ：× 土地評価方式ではない。

総合解説：評価倍率は国税庁の評価倍率表で確認する。

Q123 土地・宅地の評価 [基礎]

問題：自用家屋の相続税評価の基本として最も適切なのはどれか。

ア：路線価×床面積

イ：建築時の工事代金を必ずそのまま使う

ウ：固定資産税評価額×1.0

エ：時価の50%固定

正答：ウ

ア：× 路線価は土地評価。

イ：× 原則固定資産税評価額。

ウ：○ 自用家屋は原則固定資産税評価額と同額。

エ：× そのような一律評価ではない。

総合解説：土地と家屋では評価方法が異なる。

Q124 土地・宅地の評価 [基礎]

問題：路線価図に『300D』と表示された道路に面する標準的な宅地について、300が示す1㎡当たり価額として最も適切なのはどれか。

ア：300円。表示数値を円単位として読む

イ：3万円。300千円を30千円と読む

ウ：300万円。300千円を3,000千円と読む

エ：30万円。路線価の数値は千円単位で表示される

正答：エ

ア：× 千円単位なので誤り。

イ：× 桁が1つ少ない。

ウ：× 桁が1つ多い。

エ：○ 300千円 = 30万円/㎡。

総合解説：路線価図では数値が千円単位、アルファベットは借地権割合を示す。

Q125 土地・宅地の評価【標準】

問題：正面路線価30万円/㎡、奥行価格補正率1.00、地積200㎡の整形地を自用地として評価する。その他補正を無視した評価額はいくらか。

ア．6,000万円

イ．600万円。路線価を3万円と読む

ウ．3,000万円。面積を100㎡として計算する

エ．6億円。千円単位を二重換算する

正答：ア

ア：○ 30万円×1.00×200㎡=6,000万円。

イ：× 30万円/㎡。

ウ：× 200㎡。

エ：× 6,000万円。

総合解説：路線価方式では各種補正後の路線価に地積を掛ける。

Q126 土地・宅地の評価【標準】

問題：固定資産税評価額2,000万円、評価倍率1.1倍の土地を倍率方式で評価する場合の相続税評価額はいくらか。

ア．1,818万円。1.1で割る

イ．2,200万円

ウ．2,000万円。倍率を無視する

エ．220万円。0.11倍とする

正答：イ

ア：× 倍率は乗じる。

イ：○ 2,000万円×1.1=2,200万円。

ウ：× 1.1倍を適用する。

エ：× 1.1倍。

総合解説：倍率方式では固定資産税評価額そのものではなく所定倍率を乗じる。

Q127 土地・宅地の評価【標準】

問題：被相続人所有の土地に賃貸アパートを建てて第三者へ賃貸している場合、その敷地の評価について最も適切な説明はどれか。

ア：賃貸していても必ず自用地価額と同額

イ：土地評価額は常にゼロ

ウ：自用地価額から、借地権割合・借家権割合・賃貸割合に応じた一定額を控除して貸家建付地として評価する

エ：家屋評価だけ下がり土地には一切影響しない

正答：ウ

ア：× 権利関係による減額がある。

イ：× 賃貸で価値がなくなるわけではない。

ウ：○ 賃貸による利用制限を評価へ反映する。

エ：× 貸家建付地評価がある。

総合解説：貸家建付地は所有者の土地利用が借家人の存在により制約される点を評価する。

Q128 土地・宅地の評価【標準】

問題：自用地価額1億円、借地権割合60%、借家権割合30%、賃貸割合100%の場合、貸家建付地価額はいくらか。

ア：1,800万円。控除額だけを評価額とする

イ：7,000万円。借家権割合30%だけを控除する

ウ：4,000万円。借地権割合60%をそのまま控除する

エ：8,200万円

正答：エ

ア：× 1,800万円は減額部分。

イ：× 借地権割合も用いる。

ウ：× 貸家建付地の式ではない。

エ：○ $1\text{億円} - 1\text{億円} \times 60\% \times 30\% \times 100\% = 8,200\text{万円}$ 。

総合解説：貸家建付地価額 = 自用地価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合) 。

Q129 土地・宅地の評価【標準】

問題：被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の小規模宅地等特例の限度面積・減額割合として最も適切なのはどれか。

- ア．330㎡まで80％減額
- イ．200㎡まで50％減額
- ウ．400㎡まで80％減額
- エ．面積無制限で100％減額

正答：ア

ア：○ 特定居住用宅地等は330㎡まで80％減額。

イ：× 貸付事業用宅地等と混同。

ウ：× 特定事業用宅地等の限度面積。

エ：× 限度と減額割合がある。

総合解説：適用には取得者・居住継続等の要件があるため、面積だけで判定しない。

Q130 土地・宅地の評価【標準】

問題：貸付事業用宅地等に係る小規模宅地等特例の基本的な限度面積・減額割合として最も適切なのはどれか。

- ア．330㎡まで80％減額。特定居住用宅地等の枠を用いる
- イ．200㎡まで50％減額。貸付事業用宅地等の基本枠である
- ウ．400㎡まで80％減額。特定事業用宅地等の枠を用いる
- エ．100㎡まで100％減額。現行制度にない組合せを用いる

正答：イ

ア：× 区分が異なる。

イ：○ 貸付事業用宅地等は200㎡まで50％。

ウ：× 区分が異なる。

エ：× 現行制度ではない。

総合解説：小規模宅地等の特例は宅地の利用区分により限度面積・減額割合が異なる。

Q131 土地・宅地の評価 [応用]

問題：2026年に相続した居住用分譲マンションの相続税評価について、最も適切な説明はどれか。

ア：マンションは売買価格を必ずそのまま相続税評価額とする

イ：区分所有建物は土地部分を評価しない

ウ：土地部分と家屋部分の従来評価を基礎に、一定の場合は区分所有補正率を乗じる現行評価ルールを確認する

エ：2026年には旧ルールだけで補正は一切ない

正答：ウ

ア：× 原則は財産評価基本通達等による。

イ：× 敷地利用権も評価する。

ウ：○ 2024年1月以後取得の居住用区分所有財産には新評価ルールがある。

エ：× 区分所有補正率の制度がある。

総合解説：高層マンション等では従来評価と市場価格の乖離を補正する仕組みが導入されている。

Q132 土地・宅地の評価 [応用]

問題：特定居住用宅地等に該当する330㎡以内の宅地の相続税評価額が6,000万円で、80%減額を全額適用できる場合、課税価格へ算入する価額はいくらか。

ア：4,800万円。減額額を課税価格とする

イ：3,000万円。50%減額とする

ウ：0円。80%減額を100%免除とする

エ：1,200万円

正答：エ

ア：× 4,800万円は減額される金額。

イ：× 特定居住用は80%。

ウ：× 20%は残る。

エ：○ $6,000万円 \times (1 - 80\%) = 1,200万円$ 。

総合解説：小規模宅地等特例は土地の評価方法自体を変えるのではなく、一定割合を課税価格から減額する特例。

Q133 株式・金融資産の評価 [基礎]

問題：上場株式の相続税評価の基本として、最も適切なものはどれか。

ア：課税時期の最終価格を基本とし、一定の月平均額の方が低い場合はその低い価額を選べる

イ：取得時の買値だけを使う

ウ：額面金額で必ず評価する

エ：会社の純資産だけで評価する

正答：ア

ア：○ 課税時期終値と当月・前月・前々月平均を比較する。

イ：× 相続開始時の評価ルールを用いる。

ウ：× 上場株式は市場価格を基礎にする。

エ：× 非上場株式の一部評価と混同。

総合解説：上場株式は課税時期の市場価格を基本に評価する。

Q134 株式・金融資産の評価 [基礎]

問題：取引相場のない株式の評価について、最も適切な説明はどれか。

ア：すべて額面金額で評価する

イ：株主区分と会社規模等に応じ、類似業種比準方式・純資産価額方式・併用方式・配当還元方式などを使い分ける

ウ：すべて上場株式の終値で評価する

エ：会社規模や株主属性は一切関係しない

正答：イ

ア：× 現行評価方式ではない。

イ：○ 非上場株式は一律の評価方式ではない。

ウ：× 市場終値がない。

エ：× 評価方式選択に重要。

総合解説：同じ会社の株式でも取得者の株主区分により評価方式が異なることがある。

Q135 株式・金融資産の評価 [標準]

問題：相続開始日の終値2,100円、相続月平均2,000円、前月平均1,950円、前々月平均2,050円の上場株式について、1株当たり相続税評価額として最も適切なのはどれか。

ア：2,100円。必ず相続日の終値しか使えない

イ：2,000円。当月平均だけを使う

ウ：1,950円

エ：2,050円。前々月平均を優先する

正答：ウ

ア：× 月平均額が低ければその低い額を使える。

イ：× 前月平均1,950円の方が低い。

ウ：○ 課税時期終値と3つの月平均額のうち最も低い価額を用いることができる。

エ：× 最も低い額は1,950円。

総合解説：上場株式評価では4つの候補価額を比較する。

Q136 株式・金融資産の評価 [標準]

問題：同族株主等が取得する取引相場のない大会社の株式について、原則的な評価方式として最も適切なのはどれか。

ア：純資産価額方式だけ

イ：配当還元方式だけ

ウ：路線価方式

エ：類似業種比準方式

正答：エ

ア：× 小会社の原則方式。

イ：× 少数株主等の特例方式。

ウ：× 土地評価。

エ：○ 大会社は原則類似業種比準方式。

総合解説：類似業種比準方式では類似業種株価と配当・利益・純資産の3要素を用いる。

Q137 株式・金融資産の評価 [標準]

問題：非上場の小規模会社で、経営支配力を持つ同族株主が株式を相続した。会社規模に応じた原則評価として最も適切なのはどれか。

- ア：純資産価額方式を中心に評価する
- イ：類似業種比準方式だけで評価する
- ウ：配当還元方式だけで評価する
- エ：上場株式と同様に取引所終値で評価する

正答：ア

ア：○ 小会社は原則純資産価額方式。

イ：× 大会社の原則方式。

ウ：× 少数株主等の特例方式。

エ：× 非上場なので取引所終値はない。

総合解説：純資産価額方式は会社資産・負債を相続税評価へ洗い替えて1株価額を求める。

Q138 株式・金融資産の評価 [標準]

問題：同族株主以外の少数株主が取得する取引相場のない株式について、特例的な評価方式として最も適切なのはどれか。

- ア：常に純資産価額方式
- イ：配当還元方式
- ウ：路線価方式
- エ：取得原価方式

正答：イ

ア：× 取得者区分で特例方式がある。

イ：○ 経営支配力の小さい株主等には配当還元方式を用いる場合がある。

ウ：× 土地評価。

エ：× 財産評価基本通達上の原則ではない。

総合解説：配当還元方式は1年間の配当金額を一定利率10%で還元する考え方。

Q139 株式・金融資産の評価 [標準]

問題：定期預金の相続税評価として、原則最も適切なものはどれか。

- ア．預入元本だけを必ず使い利息は無視する
- イ．将来満期までの全利息を無条件に加える
- ウ．課税時期の預入残高に、解約時の既経過利子から源泉所得税等相当額を控除した金額を加える
- エ．預金は相続税非課税

正答：ウ

- ア：× 既経過利子も原則評価。
- イ：× 課税時期の既経過利子を基礎にする。
- ウ：○ 定期預金は残高と税引後既経過利子で評価する。
- エ：× 課税財産。

総合解説：普通預金等で既経過利子が少額なら残高だけで評価できる場合がある。

Q140 株式・金融資産の評価 [応用]

問題：1株当たり評価額1,950円となる上場株式を8,000株保有していた場合の相続税評価額はいくらか。

- ア．156万円。株数を800株として計算する
- イ．1,950万円。1万株として計算する
- ウ．8,000万円。株数をそのまま万円換算する
- エ．1,560万円

正答：エ

- ア：× 8,000株。
 - イ：× 保有株数は8,000株。
 - ウ：× 株価を乗じる必要がある。
 - エ：○ $1,950円 \times 8,000株 = 15,600,000円 = 1,560万円$ 。
- 総合解説：上場株式は1株評価額を決定した後には保有株数を乗じる。

Q141 株式・金融資産の評価 [応用]

問題：後継者へ非上場会社株式を贈与する前に株価評価を行う目的として、最も適切なものはどれか。

- ア：取得者の株主区分、会社規模、利益・純資産・配当等を確認し、贈与税・相続税や納税猶予の対象税額を適切に見積もるため
- イ：額面金額だけ分かれば税額は必ず確定する
- ウ：株価が高いほど事業承継税制は自動的に不要になる
- エ：株価評価は上場会社だけに必要

正答：ア

ア：○ 非上場株価は承継税負担の基礎となる。

イ：× 評価方式は複雑。

ウ：× むしろ税負担が大きくなり得る。

エ：× 非上場株も相続・贈与時に評価が必要。

総合解説：事業承継では株価評価と議決権・後継者・納税資金を一体で検討する。

Q142 事業承継・納税猶予 [基礎]

問題：法人版事業承継税制の基本的な仕組みとして、最も適切な説明はどれか。

- ア：上場株式の売買益を恒久非課税にする制度
- イ：一定の非上場会社株式等を後継者が贈与・相続で取得した場合、要件を満たせば贈与税・相続税の納税を猶予し、一定事由で免除する制度
- ウ：会社の法人税をすべて免除する制度
- エ：後継者の所得税を一律10%にする制度

正答：イ

ア：× 対象は一定の非上場株式等。

イ：○ 円滑な事業承継を税制面で支援する。

ウ：× 後継者の贈与税・相続税が中心。

エ：× そのような制度ではない。

総合解説：適用には円滑化法上の認定等と税務手続の双方が必要。

Q143 事業承継・納税猶予 [基礎]

問題：法人版事業承継税制の特例措置について、対象となる非上場株式等に係る納税猶予割合として最も適切なのはどれか。

ア．贈与税50％、相続税50％

イ．贈与税100％、相続税80％

ウ．贈与税・相続税とも原則100％

エ．贈与税・相続税とも20％

正答：ウ

ア：× 現行特例とは異なる。

イ：× 一般措置の相続税猶予割合と混同。

ウ：○ 特例措置では対象株式等に係る税額の100％猶予。

エ：× 現行制度ではない。

総合解説：特例措置は一般措置より対象株数・猶予割合等が拡充されている。

Q144 事業承継・納税猶予 [基礎]

問題：2026年4月1日基準で、法人版事業承継税制の特例措置に必要な特例承継計画の提出期限として最も適切なのはどれか。

ア．2026年3月31日。改正前期限のままである

イ．2027年12月31日

ウ．無期限

エ．2027年9月30日

正答：エ

ア：× 2026年度改正で延長。

イ：× これは特例措置の贈与・相続の適用期限。

ウ：× 期限付きの特例。

エ：○ 2026年度改正で提出期限が延長されている。

総合解説：特例承継計画の提出期限と、実際の贈与・相続の適用期限を区別する。

Q145 事業承継・納税猶予 [標準]

問題：法人版事業承継税制の特例措置について、対象となる贈与・相続等の期限として最も適切なのはどれか。

ア．2027年12月31日まで

イ．2027年9月30日まで

ウ．2026年3月31日まで

エ．期限はなく恒久措置

正答：ア

ア：○ 特例措置は2018年から2027年末までの時限措置。

イ：× 特例承継計画提出期限と混同。

ウ：× 旧計画提出期限と混同。

エ：× 一般措置は恒久だが特例措置は期限あり。

総合解説：計画提出と実際の承継では締切日が異なる。

Q146 事業承継・納税猶予 [標準]

問題：法人版事業承継税制の特例措置と一般措置の主な違いとして、最も適切なのはどれか。

ア．一般措置だけが全株式を対象とし特例は3分の2まで

イ．特例措置は対象株数の上限を実質全株式へ拡大する一方、一般措置は原則総株式数の最大3分の2まで

ウ．両制度とも上場株式だけが対象

エ．株数上限の違いは一切ない

正答：イ

ア：× 逆。

イ：○ 特例措置は対象株数制限を撤廃。

ウ：× 非上場株式等が対象。

エ：× 大きな違いの一つ。

総合解説：税額猶予割合や後継者人数なども特例と一般で異なる。

Q147 事業承継・納税猶予 [標準]

問題：法人版事業承継税制の特例措置の承継パターンとして、最も適切な説明はどれか。

ア：後継者は必ず1人しか認められない

イ：後継者は人数無制限

ウ：複数の株主から最大3人の後継者への承継を対象とし得る

エ：親族後継者は一切対象外

正答：ウ

ア：× 一般措置と異なり最大3人。

イ：× 最大3人。

ウ：○ 特例措置は複数株主・最大3後継者へ拡充。

エ：× 一定要件を満たす後継者が対象。

総合解説：株式分散と経営権安定の観点から、税制上可能でも後継者人数は事業計画上検討する。

Q148 事業承継・納税猶予 [標準]

問題：法人版事業承継税制の納税猶予を受けた後の対応として、最も適切なものはどれか。

ア：一度申告すれば、その後会社を即時売却しても猶予税額は必ず永久免除

イ：適用後は税務署への届出は一切ない

ウ：後継者が経営をやめても常に100%免除

エ：一定期間ごとの報告・継続届出や事業継続等の要件を管理する必要がある

正答：エ

ア：× 取消事由・納付事由がある。

イ：× 継続届出手続がある。

ウ：× 要件違反で猶予打ち切り等があり得る。

エ：○ 適用後も継続要件・届出義務がある。

総合解説：事業承継税制は入口だけでなく、適用後のモニタリングが重要。

Q149 事業承継・納税猶予 [応用]

問題：法人版事業承継税制の特例措置で、対象非上場株式等に対応する相続税額が2,000万円で、その全額が100%猶予対象となる場合、納税猶予額はいくらか。

ア．2,000万円

イ．1,600万円。一般措置の80%を用いる

ウ．1,000万円。50%とする

エ．0円。納税猶予は税額控除ではないため適用できない

正答：ア

ア：○ 100%猶予なので対象税額全額。

イ：× 特例措置は100%。

ウ：× 特例措置の猶予割合ではない。

エ：× 要件を満たせば猶予可能。

総合解説：特例措置は相続税についても対象株式等に係る税額100%猶予が特徴。

Q150 事業承継・納税猶予 [応用]

問題：オーナー社長が後継者へ自社株を集中承継する計画を立てる場合の検討順序として、最も適切なのはどれか。

ア．納税猶予が使えるなら遺言・遺留分や経営権は一切検討しない

イ．株価評価、議決権・後継者適格性、遺留分、納税資金、特例承継計画・認定要件、承継後の継続要件を一体で確認する

ウ．株価を確認せず後継者名だけ決めればよい

エ．特例適用後の継続要件は考慮不要

正答：イ

ア：× 相続紛争・経営権分散リスクが残る。

イ：○ 事業承継は税制だけでなく経営権・相続人間調整・資金を統合設計する必要がある。

ウ：× 税負担と株式価値の把握が必要。

エ：× 取消・納付リスクを管理する必要がある。

総合解説：高品質な事業承継計画は税額最小化だけでなく、会社の継続性と相続人間の公平性を両立させる。